

# 平成25年八郎潟町議会3月定例会 会議録

第1日目 平成25年3月11日(月)

- 議長 三戸留吉 おはようございます。
- 去る2月15日に市町村会館において、平成24年度自治功労者表彰式が行われ、町議会議員として11年以上の在職者として、金一義議員、伊藤秋雄議員、私の3名が、秋田県議会議長会より表彰を受けられました。誠におめでとうございます。また、議会基本条例の制定や、地域の振興発展及び住民福祉の向上のため議会の活性化に努められた功績として、本町議会が全国表彰を受けられましたので、併せてご報告いたします。
- ただいまの出席議員は12名であります。
- 定足数に達しておりますので、八郎潟町議会3月定例会は成立いたしました。
- これより3月定例会を開会いたします。本日の議事に入る前に、今日、11日は、一昨年に発生した東日本大震災からちょうど2年になりました。死者、行方不明者は1万8千500人を超え、避難者の数は31万5千人あまりとなっております。あの地震による大災害、大津波は忘れることができません。今なお復興が端緒についたばかりであり、原発事故の処理には長い年月がかかることが見込まれております。未だに行方不明者も多数おりますが、亡くなられました犠牲者に哀悼の意を表すと共に、一日も早い復興を願うものであります。
- なお、本日の午後2時46分に、役場庁舎内で黙祷を行いますので、会議中ですが議員の皆さんもよろしく願いいたします。
- これより本日の会議を開きます。
- 日程第1、会議録署名議員の指名については会議規則第120条の規定により議長より指名いたします。3番 金一義君 4番 石井清人君を指名いたします。
- 日程第2、会期の決定については、議会運営委員長 村井剛君の報告を求めます。
- 1番 村井剛 おはようございます。私から、3月定例会の日程・運営等につきまして審議いたしました当議会運営委員会の審議経過と結果について、ご報告を申し上げます。
- 去る3月5日午前10時から第一委員会室において、当局より町長、総務課長が出席し、委員会が開かれました。
- 今回の定例会の議案は、補正予算8議案、条例制定・改正15議案、当初予算9議案及び人事案件など34議案であります。
- また、請願・陳情は3件で、一般質問者は7名となっております。
- 今定例会の日程は、初日が町長等の施政方針及び行政報告、議案の上程、提案理由の説明、議案に対する質疑を行い、議案並びに請願・陳情について各常任委員会に付託することから委員会を開催していただきます。
- 2日目は一般質問を行い、終わり次第各常任委員会に入っていただきます。
- なお、町当局から予算執行の関係から平成24年度補正予算関係の議案を早期に議決していただきたいとのことで、3月14日午後より本会議を開催することとしております。
- なお、議会運営委員会で話し合われたことですが、町例規集については平成24年12月定例会終了後の条例改正後までを加除して皆さんに配付しております。また、本定例会から議員の一般質問はすべて議員の質問席から行うこととし、答弁については町当局は演台又は自席とすることにしておりますので、よろしくお願いいたします。
- 以上のとおり、今定例会の会期は皆様に配付した資料のとおり、本日から3月21日までの11日間で行うことに決定いたしております。
- 以上、議会運営委員会の報告といたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。
- 議長 三戸留吉 本定例会の会期は議会運営委員長報告のとおり、本日から21日までの11日間と決定してご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 異議なしと認め、そのように決定しました。  
答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。
- これより町長の施政方針並びに行政報告を求めます。

町長 畠山菊夫 (町長の行政報告並びに新年度の方針 別紙のとおり)

議長 三戸留吉 次に、教育長の町教育に関する施政方針を求めます。

教育長 江島廣 (教育長の教育行政方針 別紙のとおり)

議長 三戸留吉 これより町長の行政報告に対する質問を行います。なお質問は、施政方針に関する質問、明日の一般質問と重複する質問は控えてくださるようお願いいたします。1人1問程度で簡潔をお願いいたします。質問のある方は、挙手してください。  
はい、9番。

9番 菊地文人 要望ですけれども、4ページの「人・農地プラン」検討会議で、プランが正式決定したということでしたので、プランそのものの内容の資料を、議員の皆様方に配付していたらな、と思っております。よろしくをお願いいたします。

産業課長 渡部広保 「人・農地プラン」であります。農家の方々の氏名、年齢、農地一筆毎の地番まで掲載するという内容になっております。それで個人情報観点から、農家の方から個人情報の取り扱いについての同意書をいただきながら進めてきたところでありまして、プランそのままの状態では、議員の皆様さまにお配りできない、というプランになっております。  
ただ、どういうプランかわからない、ということになりますので、できればこの後の各常任委員会の中でお時間を取っていただければ、実際のプランを提示し、回収、ということになると思っておりますが、ご説明をしたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

議長 三戸留吉 他にございませんか。  
なければ、これにて町長の行政報告に対する質問を終わります。  
次に、日程第3、議案第2号から日程第35、議案34号までの33議案を、各常任委員会に付託する関係で、一括上程したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 三戸留吉 ご異議なしと認め、そのように決定しました。議事日程については、配付している日程表のとおりであります。  
次に、提案理由の説明を求めます。

町長 畠山菊夫 提出議案の概要と提案理由について、平成24年度補正予算関係からご説明申し上げます。始めに  
議案第2号 平成24年度八郎潟町一般会計補正予算(第7号)について

補正予算書1ページをご覧ください。歳入歳出にそれぞれ、4億3,027万4千円を追加し、歳入歳出の総額を30億5,818万8千円としております。

この度の補正は、主に、今年度において交付決定されたもの、又は決算や決算見込みによる補正額の計上としております。また、国の緊急経済対策を柱とする補正予算が、先日成立されております。本町では、日本経済再生に向けた緊急経済対策事業として、農業水利施設保全合理化事業と社会資本整備総合交付金事業を実施し、全額繰越明許としております。

なお、この二つの事業は、地域経済の活性化と雇用の創出を図る「元気臨時交付金」の算出対象事業ともなります。現時点では、説明会が開催されていない事から、見込み計上となっております。算出根拠は、総事業費から国庫補助金分を引いた地方負担額の、70パーセント分を見込んでおります。農業水利施設保全合理化事業には充当できますが、社会資本整備総合交付金事業には充当できない事から、平成25年度実施の事業に充当します。

それでは、歳入歳出の主なものを、ご説明します。

歳入では、11ページ、地方特例交付金を541万9千円減額し、地方交付税の普通交付税に、2億308万8千円の大幅な追加としております。

13ページ、国庫支出金・国庫負担金の子ども手当負担金は、606万9千円を減額してしております。

国庫補助金のえだまめ共同利用施設整備事業費補助金は4,689万円、農業基盤整

備促進事業費補助金は4,490万円、経営体育成支援事業費補助金は300万円、農業水利施設保全合理化事業費補助金は275万円、社会資本整備総合交付金事業は2,251万5千円、15ページ、地域の元気臨時交付金は192万5千円を、それぞれ追加しております。これら6つの国庫補助金は、繰越明許費となります。

17ページ、繰入金の財政調整基金繰入金は、取り崩しの必要がありませんでしたので、6,000万円を減額しております。

前年度繰越金には、繰越金全額を計上、1億5,387万7千円を追加しております。

18ページの町債は、総額で1,870万円を追加しております。これは、日本経済再生に向けた緊急経済対策事業に伴うものであります。起債充当率は100%、交付税算入は約50%が予想されます。

歳出の主なものは、23ページ、総務費・財産管理費の積立金には、財政調整基金積立金に2億7,085万1千円、減債基金積立金に2,097万3千円、地域振興施設整備基金積立金に1,999万9千円、八郎潟町がんばれふるさと基金積立金に105万5千円、地域福祉基金積立金には2,221万3千円を、それぞれ追加しております。

24ページ、八郎潟町長選挙費は、総額で467万1千円を減額しております。

27ページ、民生費・社会福祉総務費の国民健康保険特別会計繰出金は、保険基盤安定負担金等の確定によるもので、785万8千円を減額しております。障害福祉費の自立支援給付費は、居宅介護や生活介護等のサービス利用者の増によるもので、740万1千円を追加しております。

29ページ、老人福祉費の介護保険特別会計繰出金は、91万6千円を減額しております。

児童措置費の子ども手当は、制度廃止に伴うもので、1,170万円を減額しております。

31ページ、衛生費・予防費の委託料は、日本脳炎予防接種と子宮頸がん等ワクチン接種が当初見込みより下回ったことから、総額で221万5千円を減額しております。

33ページ、農林水産業費・農業振興費の負担金補助及び交付金は、総額で9,021万7千円を追加しております。農業生産施設復旧支援事業費補助金は、昨年4月に発生した暴風災害により、被害にあったパイプハウスの復旧をするための補助金でありましたが、実績に基づき107万3千円を減額するものです。えだまめ共同利用施設整備事業費補助金と農業基盤整備促進事業費補助金は、繰越明許費となります。えだまめ共同利用施設整備事業費補助金には、4,689万円を追加しております。あきた湖東農業協同組合は、旧農機センターを利用して、湖東地区一円の枝豆の選別をしております。収穫量は増加する一方、選別に相当の時間を費やす事から、当該施設の大規模改修を国の補助金を活用し実施するものです。農業基盤整備促進事業費補助金は、4,490万円を追加しております。整備済の農地の高度利用を推進するために定額補助を導入し、畦畔除去や暗渠排水の整備といった自力施工により、農地整備を行う事に対し補助します。

35ページ、担い手農家育成対策費の経営体育成支援事業費補助金は、農業経営の発展や改善を目的として、主に融資機関を活用して農業用機械や土地基盤の整備等を行う場合に、融資残の自己負担分に補助するもので、300万円を追加し、繰越明許費となります。

農地費の委託料と工事請負費は、国の緊急経済対策を柱とする補正予算に伴うもので、農業水利施設保全合理化事業として、川口排水機場のスクリーンゲートと空気圧縮機を補修工事するもので、総額550万円を追加し、繰越明許費となります。県営造成施設突発事故復旧支援事業負担金は、八郎潟土地改良区管内のパイプライン施設等で発生した事故に対し、町から工事費の10パーセント分を負担する事で協議決定しましたので、101万7千円を追加しております。

農業集落排水事業特別会計繰出金は、236万円を減額しております。

36ページからの土木費・社会資本整備総合交付金事業は、国の緊急経済対策を柱とする補正予算に伴うものと、当初からの精算分を含め、総額4,015万円を追加しております。補正後総額1億4,741万3千円のうち、7,053万円を繰越明許費とし、町道旧秋田八郎潟線、石川線の工事や測量設計、除雪ドーザー2台購入等であります。

39ページ、公共下水道事業特別会計繰出金は、737万9千円を減額しております。

41ページ、教育費・教育助成費の要保護及び準要保護児童生徒援助費は、対象者が少なかったことにより、40万円減額しております。

小学校費・学校管理費の燃料費は、A重油の使用料が増えている事から、実績見込みにより149万1千円を追加しております。

46ページ、公債費を、総額で107万円減額しております。元金は、財政融資資金において、10年で利率が見直される「利率見直し方式の起債」がありましたので、16万3千円を追加、利子は額の確定による差額、123万3千円を減額しております。以上が、一般会計補正予算（第7号）の概要であります。

#### 議案第3号 平成24年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

51ページ、歳入歳出にそれぞれ2,690万円を追加し、歳入歳出の予算総額を7億6,025万9千円としております。

歳入の主なものは、57ページ、共同事業交付金の保険財政共同安定化事業交付金に、保険基盤共同安定化事業拠出金が増額になる見込みから、178万8千円を追加し、繰入金の一般会計繰入金は、保険基盤安定負担金等の確定により、785万8千円を減額しております。

59ページ、前年度繰越金は、3,351万5千円の増額としております。

歳出の主なものは、60ページ、今後の見込みにより、保険給付費の一般被保険者療養給付費に、2,041万円を、高額療養費には、一般被保険者分と退職被保険者分を合わせ、総額で471万7千円をそれぞれ追加しております。

以上が、国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の概要であります。

#### 議案第4号 平成24年度八郎潟町公共下水道事業特別会計への繰り入れの補正について

一般会計から公共下水道事業特別会計への繰り入れについて、地方財政法第6条の規定により議会の議決を求めるものであります。

#### 議案第5号 平成24年度八郎潟町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

65ページ、歳入歳出にそれぞれ1億4,158万円を追加し、歳入歳出の予算総額を4億9,147万1千円としております。

歳入の主なものは、70ページ、受益者負担金に総額で139万3千円を、使用料には総額で136万8千円をそれぞれ追加し、一般会計繰入金は737万9千円を減額、前年度繰越金は、488万9千円を追加しております。

73ページ、町債の県貸付金には、県振興資金貸付金として、1億4,200万円を追加しております。これは、民間資金からの既発債の借り換えをするためのものです。

歳出の主なものは、75ページ、公債費・元金の長期債償還金に、県振興資金貸付金を充当し、民間資金から借り入れた、利率2.505から3.09%の資本費平準化債、14件分の借り換えを実施するもので、1億4,256万円を追加しております。これによる利率軽減効果は、約3,200万円であります。

以上が、公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の概要であります。

#### 議案第6号 平成24年度八郎潟町農業集落排水事業特別会計への繰り入れの補正について

一般会計から農業集落排水事業特別会計への繰り入れについて、地方財政法第6条の規定により議会の議決を求めるものであります。

#### 議案第7号 平成24年度八郎潟町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

79ページ、歳入歳出からそれぞれ50万円を減額し、歳入歳出の予算総額をそれぞれ2,939万1千円としております。

歳入の主なものは、83ページ、一般会計繰入金を236万円減額し、前年度繰越金には、195万6千円を追加しております。

歳出は、管理費の処理場再利用検討委託料を50万円減額しております。

以上が、農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の概要であります。

#### 議案第8号 平成24年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算（第4号）について

85ページ、歳入歳出からそれぞれ359万1千円を減額し、歳入歳出の予算総額を7億3,615万3千円としております。

歳入の主なものは、90ページ、保険料の第1号被保険者保険料を、特別徴収と普通

徴収を合わせ、総額で251万円、国庫支出金の国庫補助金は、地域支援事業交付金109万8千円を含め、総額で122万4千円を、それぞれ減額しております。

92ページ、一般会計繰入金は、総額で91万6千円を減額、95ページ、前年度繰越金は182万5千円を追加しております。

歳出の主なもの、98ページ、保険給付費の地域密着型介護サービス給付費に90万円を、施設介護サービス給付費には100万円を、100ページ、高額介護サービス費には、100万円をそれぞれ追加し、高額医療合算介護サービス費は、99万3千円を減額し、102ページ、介護予防ケアマネジメント事業費は総額で237万6千円を、減額しております。

以上が、介護保険特別会計補正予算（第4号）の概要であります。

#### 議案第9号 平成24年度八郎潟町上水道特別会計補正予算（第3号）について

105ページ、収益的支出に18万6千円を追加し、収益的支出予算総額を1億4,605万3千円としております。

この度は人件費の補正であり、詳細については、110ページの給与費明細書に記載しております。

以上が、上水道特別会計補正予算（第3号）の概要であります。

続きまして、条例関係等の提出議案の概要と提案理由についてご説明申し上げます。定例会会議日程資料の6ページをご覧ください。

#### 議案第10号 八郎潟町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

財団法人秋田県市町村職員互助会に対して、平成24年4月2日東京地方裁判所から破産手続開始決定が下され、今後、給与からの控除がなくなるため、所要の整備を行う必要があり、条例の一部を改正するものであります。

#### 議案第11号 八郎潟町立幼稚園預かり保育料徴収条例の一部を改正する条例について

通年保育を希望した保護者が、夏休み・冬休み期間に保育を希望した場合、負担増となることと、臨時保育についてはその都度納入しなければならないなど、保護者の負担が大きいため、条例の一部を改正し負担の軽減を図るものであります。

#### 議案第12号 八郎潟町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正がされたことに伴い、従来、環境省令で定められていた一般廃棄物処理施設における技術管理者の基準を市町村条例において定める必要があり、条例の一部を改正するものであります。

#### 議案第13号 八郎潟町中小企業振興融資斡旋に関する条例の一部を改正する条例について

融資の最高限度額を引き上げることで、町内で事業を営むものの資金調達を現状よりも円滑にし、企業の安定並びに業界の振興発展を図る必要があり、条例の一部を改正するものであります。

主な内容は、融資の最高限度額を700万円から1,000万円に引き上げるものです。

#### 議案第14号 八郎潟町営住宅条例の一部を改正する条例について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による、公営住宅法施行令の改正が行われたため、条例の一部を改正するものであります。

主な内容は、従来、公営住宅法により収入基準額が定められていましたが、一括法の改正により、収入基準の上限額が定められ、その範囲内で町が収入基準を町条例で定めるものであります。

#### 議案第15号 八郎潟町下水道条例の一部を改正する条例について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による下水道法の一部改正が行われたため、条例の一部を改正するものであります。

主な内容は、従来、下水道法で定められていた公共下水道の施設に関する構造基準等を町条例で定めるものであります。

#### 議案第16号 八郎潟町生活交通バス運行条例の制定について

平成25年3月31日をもって廃止されるバス路線面潟線の代替交通となる生活交通バス運行に伴う関係条例を制定するものであります。

主な内容は、八郎潟町地域公共交通会議で代替交通として承認された、デマンド型乗合タクシーを平成25年4月1日より運行するため、登録料・利用料等を町条例で定めるものであります。

#### 議案第17号 八郎潟町環境基本条例の制定について

環境基本法第7条地方公共団体の責務に基づき、環境基本条例を制定するものであります。

主な内容は、環境保全について基本理念を定め、町・事業者及び町民の果たすべき責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定め、町民の健康で文化的な生活の確保に寄与する必要があるため、町条例で定めるものであります。

#### 議案第18号 八郎潟町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行されたことに伴い、条例を制定するものであります。

主な内容は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、町長が直ちに町対策本部を設置しなければならないため、町インフルエンザ等対策本部に関し、必要な事項を町条例で定めるものであります。

#### 議案第19号 八郎潟町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が施行され、介護保険法が改正されたことに伴い、条例を制定するものであります。

主な内容は、従来、介護保険法で定めることとされていた、人員・設備・運営施設基準・事業者の指定等について、町条例で定めるものであります。

#### 議案第20号 八郎潟町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等が施行され、介護保険法が改正されたことに伴い、条例を制定するものであります。

主な内容は、従来、介護保険法で定めることとされていた、人員・設備・運営施設基準・事業者の指定等について、町条例で定めるものであります。

#### 議案第21号 八郎潟町町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による、道路法が改正されたことに伴い、条例を制定するものであります。

主な内容は、従来、道路法で定めることとされていた、町道の構造の技術的基準等について、町条例で定めるものであります。

## 議案第 2 2 号 八郎潟町営住宅及び共同施設の整備基準を定める条例の制定について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による、公営住宅法が改正されたことに伴い、条例を制定するものであります。主な内容は、従来、公営住宅法で定めることとされていた、町営住宅及び共同施設の整備基準等について、町条例で定めるものであります。

## 議案第 2 3 号 八郎潟町都市公園の設置に関する基準等を定める条例の制定について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による、都市公園法が一部改正されたことに伴い、条例を制定するものであります。主な内容は、従来、都市公園法で定めることとされていた、都市公園の設置に関する基準等について、町条例で定めるものであります。

## 議案第 2 4 号 八郎潟町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による、水道法が改正されたことに伴い、条例を制定するものであります。主な内容は、従来、水道法で定めることとされていた、布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格基準等について、町条例で定めるものであります。

## 議案第 2 5 号 秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の訂正について

秋田県後期高齢者医療広域連合の規約の一部変更について、訂正協議を求めるものであります。これは、平成 2 4 年八郎潟町議会において、議案第 4 0 号で議決した秋田県後期高齢者医療広域連合の一部を変更する規約に、訂正箇所があるため、訂正箇所について議決を求めるものであります。

続きまして、平成 2 5 年度各会計予算の概要について、ご説明申し上げます。

## 議案第 2 6 号 平成 2 5 年度八郎潟町一般会計予算について

本町の平成 2 5 年度一般会計予算案は、予算書、1 ページ、歳入歳出予算の総額を 2 5 億 2, 3 0 3 万 4 千円とし、前年比 3, 7 0 2 万 8 千円、1. 5 % の増としております。

歳入の概要ですが、町税、財政調整基金の取り崩しなどの自主財源が総額で 6 億 9, 7 4 8 万円、前年度比で 3. 9 % の増としております。これは、基金取り崩しの増によるものが主な要因であります。また、地方交付税、国庫・県支出金などの依存財源については、総額で、1 8 億 2, 5 5 5 万 4 千円、前年度比で 0. 6 % の増としております。これは、社会資本整備総合交付金や再生可能エネルギー導入事業補助金等の増によるものが主な要因であります。なお、基金の取り崩し後の財政調整基金の残高は約 1 4 億 7 千万円となります。

歳出の概要ですが、義務的経費が総額で、1 1 億 9, 5 5 0 万 5 千円、前年度比で 2. 3 % の増で、人件費 2. 6 %、扶助費が 3. 4 %、公債費が 0. 8 % とそれぞれ増となっております。

消費的経費は総額で、8 億 1, 9 9 1 万 5 千円、前年度比で 4. 9 % の減で維持補修費が 2 7. 6 % の増となっているものの、物件費が 1 0. 1 %、補助費等が 1. 6 % とそれぞれ減となっております。

投資的経費は総額で、1 億 2, 1 9 6 万 1 千円で、普通建設事業の道路整備事業等の増額により、前年度比 3 5. 8 % の増となっております。

それでは、予算の主なものを説明いたします。

9 ページ、歳入では、町税に 4 億 8, 0 3 8 万 8 千円を計上し、前年度比 6 6 万円の減額としております。

地方交付税については、普通交付税・特別交付税合わせて前年度と同額の 1 2 億 3,

000万円としております。

国庫支出金には、2億492万6千円を計上し、前年度比1,927万2千円の増額としております。これは、障害者自立支援給付費負担金・社会資本整備総合交付金事業及び参議院議員通常選挙等の増額が主な要因であります。

県支出金については、1億6,632万8千円を計上し、448万5千円の増額としております。これは、新規の事業再生可能エネルギー導入事業費補助金・えだまめ日本一産地条件整備事業費補助金等によるものです。

繰入金には、財源不足を補うために財政調整基金から1億円を取り崩すなど、総額で1億105万7千円とし、2,703万9千円の増額としております。

町債については、普通交付税の代替財源となります臨時財政対債に1億3,600万円を計上しております。

なお、歳入の詳細については、12ページ以降に記載しております。

次に歳出の主なものを説明いたします。

40ページ、議会費では総額で6,170万7千円とし、前年度比で350万3千円の増額となっております。これは、議員報酬を10名分から定数の12名とした事などによります。

47ページ、財産管理費の賃金には193万8千円を計上しております。これは、町有地や公共施設敷地内における草刈り・薬剤散布を「緊急雇用創出事業」で対応しておりましたが、新年度から対象とならなかった事により、総務費で一括計上し、町単独で継続実施することとしております。これに伴う車借上げ料は11万5千円としております。

48ページ、庁舎管理費では総額1,379万4千円とし、前年度比422万6千円の減額としております。これは、庁舎耐震診断業務委託の終了に伴う減であります。工事請負費には、庁舎警備保障システム変更工事として、52万円を計上しております。これは、現在のシステムの老朽化に伴うものであります。

電子計算費には、イントラネットや総合情報システム、財務会計システム等に係る経費を総額で2,915万4千円とし、前年度比1,802万8千円の減額としております。これは、総合情報システム機器のリースが終了し、無償譲渡となったことによるものです。

51ページ、自治振興費の委託料には、デマンド型乗合タクシー運行委託料として、183万8千円を計上しております。これは、面湯線バス路線廃止に伴う代替交通を運行するためのものであります。

55ページ、企画費の工事請負費には、街路灯設置工事費として、966万円を計上しております。これは、環境省の地域環境保全対策費補助金を原資とした基金を県で造成し、この基金を活用した「再生可能エネルギー等導入事業」を実施するものです。平成25年度では、災害時避難施設になっている8カ所の施設に、蓄電池式LED街路灯を8基設置します。

59ページ、賦課徴収費の委託料には、eLTAX電子申告導入委託料として、113万4千円を計上しております。これは、事業所が提出すべき固定資産の償却資産申告書・法人町民税申告書・給与支払報告書の電子申告書を収受できる機能を導入するものです。

戸籍住民基本台帳費の報償費には、婚姻後、町内に住む夫婦に対し、10万円の祝い金を贈る「結婚祝い金」を、15組分150万円を計上しております。

60ページ、秋田県知事選挙費には297万2千円を、62ページ、参議院議員通常選挙費には493万9千円を、64ページ、八郎潟土地改良区総代選挙費には80万3千円を、それぞれ計上しております。

69ページ、民生費・社会福祉総務費の負担金補助及び交付金には、社会福祉協議会事務局職員設置費補助金、1,955万7千円を、71ページ、トータルケアを推進する地域福祉協力員設置人材育成事業補助金には553万1千円を、要援護者や、町内関係者との交流会を実施する町内会へ補助金を交付する災害時要援護者交流会補助金には32万円を、婚活イベントに助成する八郎潟 de 愛サポート事業補助金には27万円をそれぞれ計上しております。

国民健康保険特別会計繰出金には、3,241万1千円を、医療給付費の扶助費には、福祉医療費として、県補助分4,316万7千円、町単独分24万2千円をそれぞれ計上しております。

73ページ、障害福祉費・扶助費の自立支援給付費には、身体障害者・知的障害者等の更生施設入所及び通所支援費として1億1,962万4千円を計上しております。

75ページ、老人福祉費の負担金補助及び交付金には、特別養護老人ホーム建設費元利償還金補助金として1,394万2千円を計上、介護保険特別会計繰出金には1億1,301万3千円をそれぞれ計上しております。

77ページ、老人福祉センター設置費には、管理運営委託料として300万円を、79ページ児童福祉総務費の賃金には、学童保育指導員賃金として561万6千円をそれぞれ計上しております。

負担金補助及び交付金の地域子育て力推進事業費補助金44万円は、子どもたちと接する時間の少ない父親が、創意工夫を凝らして積極的に地域の子育てに関わり合う活動に対して補助するものです。

81ページ、児童措置費の負担金補助及び交付金には、保育所運営費負担金9,625万2千円を含め、総額で1億370万6千円を、扶助費には、児童手当6,501万円をそれぞれ計上しております。

87ページ、衛生費・予防費の委託料には、インフルエンザ予防接種や子宮頸がん等ワクチン接種委託料を含め、総額で998万8千円を計上しております。

89ページ、母子衛生費の委託料には、妊婦健診委託料として、健診における経済的負担の軽減を図るため、必要な健診回数15回分を無料で受診できるよう公費負担を拡充し、255万8千円を計上しております。

負担金補助及び交付金の不妊治療費補助金には、経済的負担軽減を図るための助成で、45万円を計上しております。

保健対策事業費では、総額で180万円を計上し、新年度も、秋田県地域自殺対策緊急強化事業費補助金を活用した、自殺予防対策強化事業を実施します。町民全体の自殺予防として心の健康づくり集会や、弁護士等による債務相談・心の健康相談を開催し、意識向上を図ると共に、自殺予防民間ボランティア団体に対するメンタルヘルスサポーター活動補助金15万円も計上し、相乗効果を図ります。

90ページ、健康増進事業費には、各種健診事業、健康増進事業等、総額で1,676万3千円を計上しております。

93ページ、環境衛生費の負担金補助及び交付金には、湖東地区行政一部事務組合負担金に衛生費分として、411万8千円を、後期高齢者医療費の県後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金に7,545万2千円を、後期高齢者医療特別会計繰出金には、2,346万5千円をそれぞれ計上しております。

95ページ、塵芥処理費の負担金補助及び交付金には、八郎湖周辺清掃事務組合負担金を含め、総額で4,853万6千円を計上しております。

97ページ、し尿処理費には、八郎潟町・井川町衛生処理施設組合負担金1,987万6千円を計上しております。

労働費・雇用対策費には、緊急雇用創出事業を引き続き盛り込んでおります。高岳山麓浦城整備を含め、総額で304万3千円を計上しております。

100ページ、農林水産業費・農業総合指導センター運営費には、産業芸術文化祭分35万円を含め、総額で51万5千円を計上しております。

103ページ、農業振興費の負担金補助及び交付金には、えだまめ日本一産地条件整備事業補助金として117万円を計上しております。

現在、あきた湖東農業協同組合では、旧農機センターを利用して、湖東地区一円の枝豆の選別をしております。収穫量は増加する一方、選別に相当の時間を費やす事から、当該施設の大規模改修を県単事業の「えだまめ日本一整備事業」を活用し実施します。

農地利用集積促進奨励金は、農地を集積し効率的な利用の促進を図るため、認定農業者を対象とし予算の範囲で交付するもので、100万円を計上しております。

経営所得安定対策事業費補助金は、農業者戸別所得補償制度推進事業費補助金の名称が変更になったもので、273万9千円を計上しております。

104ページ、土地改良施設管理費には、川崎地区多目的集会所の管理運営費を含め、総額で608万9千円、農村環境改善センター管理運営費には総額で1,233万円をそれぞれ計上しております。

107ページ、農業集落排水事業特別会計繰出金には、4,098万円を計上しております。

109ページからの商工費・商工振興費の負担金補助及び交付金には、商工振興事業費補助金251万円をはじめとする、各種の商工会活動支援費を計上しております。

111ページ、若者イベント実行委員会補助金70万円は、新年度も地域の活性化と賑わい創出のために継続実施いたします。貸付金の県信用保証協会貸付金は、前年度と同額の1,400万円を計上しております。

観光費の負担金補助及び交付金には、総額で747万3千円を計上しております。そ

のうち、一日市盆踊り補助金は、太鼓6基の皮張り替え修理代を含めて556万円を、八郎潟町観光協会補助金には、願人踊り関係のチラシや幟旗と観光パンフレットの増刷を含めて160万円をそれぞれ計上しております。

114ページ、土木費・道路維持舗装費には、町内会からの多種多様な要望や、危険箇所の改善を図るため、総額で2,023万6千円を計上しております。

116ページ、社会資本整備総合交付金事業には、町道中央線・浦大町下町線、他3路線の整備費や、除雪の賃金及び委託料を含め、総額で1億664万円を計上しております。

119ページ、住宅管理費には、「川崎団地4棟」と「まちなか中央団地4棟」の外壁が、老朽化により改修が必要となっている事から、委託料には、その設計監理委託料として52万8千円を、工事請負費には1,056万3千円をそれぞれ計上しております。

121ページ、公共下水道事業特別会計繰出金には、1億5,436万1千円を計上しております。

消防費の湖東地区行政一部事務組合負担金には、1億3,531万円を計上しております。

124ページの災害対策費は、総額で263万2千円を計上しております。防災無線の「屋外子局装置用蓄電池の修繕」が終了した事などにより、前年度比で、510万1千円を減額しております。

129ページ、教育費・事務局費の委託料には、児童生徒及び教職員各種検査委託料として、100万1千円を計上しております。

131ページ、教育助成費の給料に、外国人英語指導助手として385万円を、委託料にはスクールバス運行のため、秋田中央交通バス運行委託料として223万2千円をそれぞれ計上しております。

負担金補助及び交付金の学校給食費助成金 2,488万1千円は、町内に住所を有する児童・生徒の保護者を対象に、教育の充実及び子育て支援を目的として、給食費を無料化するものです。

扶助費の要保護及び準要保護児童生徒援助費には、258万円を計上しております。

小学校費・学校管理費の賃金には、非常勤講師賃金の情緒障害児サポーター4名分と、英語サポーター1名分を合わせ、総額で792万8千円を計上しております。

133ページ、体育館の屋根北側部分が老朽化等により腐食し、補修が必要な事から、委託料には設計監理委託として17万9千円を、工事請負費には341万円をそれぞれ計上しております。

135ページ、備品購入費は、視覚的効果により児童の関心を高め、授業に積極的に参加させる効果が見込まれる「デジタル教科書」2教科分を含み、総額で130万円を計上しております。

学校給食費には、給食調理場の各種修繕及び清掃等を合わせ、総額1,183万円を計上しております。

136ページ、中学校費の学校管理費には、総額で3,048万1千円を計上しております。なお、新年度は、創立50周年を迎えることから、記念事業の詳細が決定次第、関係する予算を今後の補正予算で対応いたします。

144ページからの公民館費では、「産業・芸術文化祭」や昔の優れた映画を觀賞する「優秀映画鑑賞推進事業」、クラシック音楽の公演と地域との交流に取り組む「公共ホール音楽活性化支援事業」や平成26年度に開催される「第29回国民文化祭あきた2014」に向けて、山梨県への視察経費等を含め、総額で1,054万4千円を計上しております。

146ページの図書館費には、図書館司書1名の賃金を含め、205万円を計上しております。

149ページ、青年婦人会館運営費では、屋根塗装を実施するため、修繕料に157万3千円を計上しております。

150ページ、保健体育総務費には、スポーツ推進委員会・各種団体への補助金をはじめとするスポーツ振興のための予算を計上し、総額で1,647万8千円としております。

157ページ、トレーニングセンター管理運営費の修繕料は、オリンピック記念会館の外壁が老朽化により腐食が進んでおり、改修するもので、隣接する管理棟の西側の外壁と階段のタイル等を含めて、修繕料に584万2千円を計上しております。

158ページ、公債費には、元金利子を合わせ、総額で3億3,375万9千円を計上しております。なお、166ページ、町債の借入残高は、平成25年度末で30億6,

813万円の見込みとなっております。

また、各項目に計上されている職員人件費の総額は、163ページに記載されております。総額4億3,611万7千円で、前年度比で852万円の増額となっております。以上が、一般会計当初予算の概要であります。

#### 議案第27号 平成25年度八郎潟町国民健康保険特別会計予算について

167ページ、歳入歳出予算の総額を7億667万円とし、前年度比1,856万1千円、2.7%の増となっております。

176ページ、歳入の主なものは、国民健康保険税に総額で1億4,101万4千円を計上し、前年度比100万8千円の減額としております。

178ページ、国庫負担金に総額で1億1,427万3千円を、国庫補助金には総額で4,256万8千円を、療養給付費等交付金には総額で4,784万3千円をそれぞれ計上しております。

180ページ、前期高齢者交付金には、1億5,534万4千円を、共同事業交付金には総額で1億617万8千円をそれぞれ計上しております。

182ページ、一般会計繰入金は、保険基盤安定負担金、出産一時金、財政安定化支援事業対応分の3,241万1千円を計上し、前年度繰越金を2,959万3千円としております。

188ページ、歳出の主なものは、保険給付費の療養諸費では、一般被保険者療養給付費に3億3,549万7千円を、退職被保険者等療養給付費に4,846万4千円をそれぞれ計上しております。

190ページ、高額療養費では、一般被保険者高額療養費に4,083万7千円を、192ページ、後期高齢者支援金等では、総額で9,739万8千円を、194ページ、介護納付金では、4,415万8千円を、共同事業拠出金では、高額医療費拠出金に1,838万3千円を、保険財政共同安定化事業拠出金に7,779万7千円をそれぞれ計上しております。

以上が、国民健康保険特別会計予算の概要であります。

#### 議案第28号 平成25年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計予算について

203ページ、歳入歳出予算の総額を6,337万円とし、前年度比103万円、1.7%の増としております。

208ページ、歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料に総額で3,977万4千円、一般会計繰入金には、総額で2,346万5千円をそれぞれ計上しております。

213ページ、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金で、6,077万円を計上しております。

以上が、後期高齢者医療特別会計予算の概要であります。

#### 議案第29号 平成25年度八郎潟町公共下水道事業特別会計への繰り入れについて

一般会計から公共下水道事業特別会計への繰り入れについて、地方財政法第6条の規定により議会の議決を求めるものであります。

#### 議案第30号 平成25年度八郎潟町公共下水道事業特別会計予算について

217ページ、歳入歳出予算の総額を2億9,473万2千円とし、前年度比では、5,223万6千円、15.1%の減としております。

222ページ、歳入の主なものは、下水道受益者負担金に151万7千円を、下水道使用料に7,030万1千円を、国庫補助金に325万円を、224ページ、一般会計からの繰入金に1億5,436万1千円をそれぞれ計上しております。

下水道整備事業債は、総額で6,530万円としております。

227ページ、歳出の主なものは、公共下水道事業費の工事請負費に、うたせ苑周辺地域を下水道に接続するために、870万円を計上しております。下水道維持管理費には、総額で4,669万7千円を、230ページ、公債費には、総額で2億2,663万5千円をそれぞれ計上しております。

以上が、公共下水道事業特別会計予算の概要であります。

### 議案第31号 平成25年度八郎潟町農業集落排水事業特別会計への繰り入れについて

一般会計から農業集落排水事業特別会計への繰り入れについて、地方財政法第6条の規定により議会の議決を求めるものであります。

### 議案第32号 平成25年度八郎潟町農業集落排水事業特別会計予算について

237ページ、歳入歳出予算の総額を4,098万1千円とし、前年度比1,109万円、37.1%の増としております。

240ページ、歳入の主なものは、一般会計からの繰入金4,098万円であります。

242ページ、歳出の主なものは、農業集落排水処理施設管理費に総額で2,003万円を計上しております。平成24年度末で廃止となる集落排水処理施設の改修費用として、委託料に50万円、工事請負費に1,413万9千円、補助金返還として償還金利子及び割引料に122万4千円をそれぞれ計上しております。

公債費は、総額で2,095万1千円としております。

以上が、農業集落排水事業特別会計予算の概要であります。

### 議案第33号 平成25年度八郎潟町介護保険特別会計予算について

245ページ、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を7億2,285万1千円とし、前年度比では4,160万円、6.1%の増としております。

また、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額を222万5千円とし、前年度比では29万6千円、15.3%の増としております。

252ページ、歳入の主なものは、介護保険料として、総額で1億1,410万円を計上しております。

国庫負担金には、総額で1億1,950万6千円を、254ページ、国庫補助金には、総額で5,406万8千円を、支払基金交付金には、総額で1億9,870万円を、県負担金には、1億46万1千円をそれぞれ計上しております。

258ページ、一般会計繰入金には介護給付費分を含め、総額で1億1,301万3千円を、基金繰入金は財源不足を補うため、介護給付費準備基金を取り崩して1,000万円を、それぞれ計上しております。

前年度繰越金は、742万4千円としております。

263ページ、歳出の主なものは、総務費の認定調査等費に、介護認定調査員2名分の賃金を306万円計上しております。これは、一般会計で平成23年度から24年度の間、住民に光をそそぐ交付金を活用し「高齢者体力向上活動対策員育成事業」として介護認定も併せ、高齢者の体力向上及びその維持を目的としていた事業であります。新年度からは介護保険特別会計で継続実施します。265ページ、認定審査会共同設置負担金は428万6千円としております。266ページから268ページの介護サービス等諸費には、総額で6億803万円、同ページから270ページの介護予防サービス等諸費には、総額で1,605万4千円、高額介護サービス費には、1,650万円をそれぞれ計上しております。

272ページ、特定入所者介護サービス費には、3,240万円を、276ページの介護予防ケアマネジメント事業費には、総額で1,688万7千円をそれぞれ計上しております。

278ページ、基金積立金の介護給付費準備基金積立金は、500万円としております。これは、今後急激な給付の伸びにより、介護保険料の負担が重くなった際などに取崩し、保険料収入を補てんするため積立するものです。

以上が、介護保険特別会計予算の概要であります。

### 議案第34号 平成25年度八郎潟町上水道特別会計予算について

291ページ、今年度の給水予定戸数を2,667戸、総給水量を前年度より1.1%少ない56万8,600立方メートルと見込んでおります。

収益的収支のうち収入の主なものは、307ページ、水道料金の1億4,290万5千円であります。

収益的支出の主なものは、309ページ、高度浄水処理施設のオゾン発生器及び濃度計・制御盤等の施設機械設備の保守点検費用として218万4千円を、動力費に浄水場の電気料として1,322万2千円を、311ページ、薬品費に総額で544万4千円

を、修繕費には、配水管・給水装置修理を含め314万5千円をそれぞれ計上しております。313ページ、有形固定資産減価償却費には5,100万9千円を、315ページ、企業債利息には1,194万円をそれぞれ計上しております。

317ページ、資本勘定の支出の主なもの、配水施設整備費の工事請負費に、配水ポンプのインバーター取付及び電動弁の交換工事として総額871万5千円を、企業債償還金には、総額で3,193万2千円をそれぞれ計上しております。

以上が、上水道特別会計予算の概要であります。

以上の各会計について、地方自治法第96条第1項第2号及び地方公営企業法第24条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、何卒ご可決くださるようお願い申し上げます。

議長 三戸留吉 それではここで、昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

(午後0時12分)

(休憩)

(午後1時30分再開)

議長 三戸留吉 それでは午前中に引き続き再開いたします。  
これより議案に対する質疑を行います。  
始めに、議案第2号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

4番 石井清人 所属する委員会が違いますので、お尋ねしたいと思います。産業課所管の6款農林水産業費33ページでございますけれども、この前農家の方にJAあきた湖東が枝豆敷設事業をやるということで、経費は1億くらいということでありました。その原資は何か、と思っておったんですけども、内容は書いておりませんでした。先程の説明では、えだまめ共同利用施設整備事業補助金があるということで、これはJAあきた湖東さんの、えだまめ事業だということでもありますけれども、そうすると本町の他に、五城目町、井川町、潟上市でも、同様の補助がでるのかということをお尋ねしたいと思います。

それからもう一つ35ページでございますけれども、7目、農地費の中に15節工事請負費 川口排水機場修繕工事と、その上、13委託料の中に設計委託料ありますけれども、ここにおくということは、事業主体が町だということなんでしょうか、私はこれは土地改良区施設なので補助金でないかと思ったんですけども、そこのところ説明してもらえればありがたいです。

産業課長 渡部広保 石井議員さんの質問にお答えいたします。まず、えだまめ共同利用施設整備事業費補助金46,890千円を追加してございますが、これは湖東農協の事業に対する補助金ということになります。これはJAあきた湖東の方で、現在湖東地区一円の枝豆の選別施設として、旧農機具センターを利用してございますけれども、今回収穫量も増えてきているということから、大規模な増強工事を行うものでございます。本町がその補助金の窓口になるということで、補助金の流れからしますと、県から町、町から農協へとトンネル補助という形になります。補助率は事業費の1/2ということで、事業費はJAからの金額になりますけれども、93,780千円の1/2が今回の補正で追加しているものであります。先程の町長からの説明があったのは、県からの補助金でありましたけれども、いずれ県の補助金につきましても、国庫補助対応とならない分、県補助で対応するというので、その分については、25年度の当初予算に計上しております。

それから川口の排水機場、石井議員さんおっしゃるとおり本来であれば八郎潟土地改良区管内の施設ということで、土地改良区が整備する事業でございますけれども、当初、国の補正予算対応ということで土地改良区の事業として、八郎潟土地改良区そのものが事業申請した事業でございます。その中のやりとりの中で県の方から連絡が入りまして、町営事業として実施した場合のみ、事業の半分は補助金であります。残りの半分に対して、更に地域の臨時交付金が充当される、ということになりました。それで歳入の方には、元気づくり交付金70%を計上させていただいておりますが、いずれ県と土地改良区、協議の結果、農家負担を考慮しまして、今回町営事業として実施することになったものであります。いずれ事業実施にあたっては、土地改良区の事業と言うことで全面的な協力をいただきながら事業実施していく、ということになると思います。

4番 石井清人 はい、わかりました。

議長 三戸留吉 他にありませんか。

5番 加藤千代美 5番 加藤です。補正予算の10ページ、9款地方交付税14億3千3百万増えてますけども、これは交付税の算定の基礎が変わったのか、それとも特別交付税が入ってきたのか、もし特別交付税で入ってきたとするならば、なんで入ってきたのか、これが質問の第1点。

次に27ページ、国民健康保険特別会計繰出金、これは介護保険にも言えることなんですが、繰出金が7,858千円減額しております。むしろ一般会計から繰り出しして、国保税を下げるなら住民に対する福祉の還元だと思うんだけど、その辺、介護保険でも916千円減額になっております。一般会計で減額するのではなくて、むしろ介護保険料・国民健康保険税を下げるのが常套だと思うのですが、その辺どうでしょう。

総務課長 渡部博英 加藤議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

地方交付税の関係ですけども、当初予算では、普通交付税11億2千万円、特別交付税1億1千万円を計上しております。今回、追加で2億308万8千円を追加しておりますけども、普通交付税分の交付決定額によって追加しております。

福祉課長 伊藤則彦 加藤議員さんの質問にお答えいたします。

国保税ということで、国民健康保険特別会計繰出金というようなことですが、国保会計に一般会計から繰り出すものは、法定で決まっております。一つは、低所得者の軽減で県が3/4、町が1/4を負担して、特別会計に繰り出すものです。それから地方交付税に算入されるということで、財政安定化支援分がありますが、これも毎年計算されて交付税に算入されるものです。もう一つは、今回はありませんが、出産育児一時金についても2/3を交付税に算入です。それを繰り出しすることになっており、これは国の方から指導されている法定内の繰出金になってます。

今回減額になった分は、その法定内の繰出金ということで、一つは低所得者に対する軽減分、それから交付税に算入されている財政安定化支援分、これらをあわせて計算されて減額された、ということでございます。

介護保険に関しても、町の介護保険給付事業に対する負担割合は決まっております。これは介護予防事業の減によるものでございます。町の負担分の12.5%、あるいは19.75%、これらが減額になったというようなことになってございまして、保険料とは関係ない繰出金となっております。以上でございます。

5番 加藤千代美 地方交付税でありますけども、当初予算で12億3千万、補正額で2億増えたということなんですけども、これ算定基準が変わったんでなくて、向こうの決定通知がきた時変わったという説明であったけれども、そうすると当初予算で見込み違いがあったということですか。

総務課長 渡部博英 当初予算では予算割れしないように、低く交付税をみておりました。

議長 三戸留吉 よろしいですか。他にありませんか。

11番 近藤美喜雄 補正の総体的な関係について、お伺いしたいと思います。先程の説明の中にもありましたけども、今の国の状況から勘案して、緊急雇用法、いわゆる緊急経済対策、このための緊急の手当をするための補正予算ですが、全国的には13兆1千億、こういう風なことでありますけども、本町にもその関係がでてきた、ただ先程の内容説明にもあったとおり、その関係の費用というのは、緊急ではあるけれども、全部繰越されています。繰越されているということは、緊急とどういう関係を持つものか、あるいは繰越されたとすれば来年の3月31日までというのが、事業実施の見込みになるのか、こちら辺、発注の状況といいますか、事業報告にあると思いますけども、考え方としてどういう風な考え持ってるのか、そこら辺お願いします。

産業課長 渡部広保 近藤議員さんのご質問にお答えします。いずれ政権が変わりまして、色々な形で緊急的な助成金事業示されておまして、我々自身も早くやらなければならないということで、非常に難儀しているところあるんですけども、いずれ事業そのものは国の前倒しということできておりますが、ほとんどが繰越事業となって、次の年の3月いっぱいまでの事業ということで認識しております。

11番 近藤美喜雄 いいんだけど、ただ考え方として、緊急経済対策に入ってきて、いわゆる補正予算を組んで来年の3月31日という考え方でいいのかな、緊急経済対策につながるのかな、ということ、ちょっと考えられるので、その事をちょっと、お伺いしたいと思ってでした。

副町長 桜庭規祥 国にとっては緊急ということで、1月に予算をあげましたが、地方は今補正予算できあがって、改めて地方が予算つけるといいますと、実際25年度じゃないと実施できないわけです。ですので国にとっては緊急という形で予算をつけました。地方は、実施が早ければ25年度、場合によっては長期化するものもありますので、26年度、そうした事業もある、ということでございます。

議長 三戸留吉 他にありませんか。質疑なしと認めます。  
次に、議案第3号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

5番 加藤千代美 予算書の56ページ、共同事業交付金、この中身はなんですか。

福祉課長 伊藤則彦 加藤議員さんのご質問にお答えいたします。7款1項の共同事業交付金ですが、説明の方では、保険財政共同安定化事業交付金とあります。これはですね、国保連がこの事業を行っておりまして、各市町村からレセプト、いわゆる診療報酬30万以上のレセプトを基本にしまして、各市町村から拠出金を徴収して、医療費の多くかかった市町村に、色々な計算を基に交付する、という事業でございます。

本町の場合、今年1年間ずっと増えてるんですが、12月診療あたりからぐっと増えておりまして、その関係から本町の高額医療が非常に増えている、というようなことでございまして、この保険財政共同安定化事業、いわゆる保険料の標準化を狙ってるわけですけども、これが返ってくるという見込みで計上しております。

議長 三戸留吉 他にございませんか。  
質疑なしと認めます。よって議案第3号についての質疑を終わります。  
次に、議案第4号についての質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第4号についての質疑を終わります。  
次に、議案第5号についての質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第5号についての質疑を終わります。  
次に、議案第6号についての質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第6号についての質疑を終わります。  
次に、議案第7号についての質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第7号についての質疑を終わります。  
次に、議案第8号についての質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第8号についての質疑を終わります。  
次に、議案第9号についての質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第9号についての質疑を終わります。  
次に、議案第10号についての質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第10号についての質疑を終わります。  
次に、議案第11号についての質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第11号についての質疑を終わります。次に、議案第12号についての質疑を行います。質疑ありませんか。(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第12号についての質疑を終わります。次に、議案第13号についての質疑を行います。質疑ありませんか。(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第13号についての質疑を終わります。次に、議案第14号についての質疑を行います。質疑ありませんか。(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第14号についての質疑を終わります。次に、議案第15号についての質疑を行います。質疑ありませんか。(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第15号についての質疑を終わります。次に、議案第16号についての質疑を行います。質疑ありませんか。(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第16号についての質疑を終わります。次に、議案第17号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

4番 石井清人 議案第17号八郎潟町環境基本条例でございますけれども、この中に第17条、環境審議会を設置することになっております。その中の第4項第1号に、町議会の議員と明記されておりますけれども、実は昨年24年3月定例会で、議員発議で八郎潟町議会基本条例が制定されております。その中で、第8条の中に議会が議決すべき事項の中に、第3項、八郎潟町環境基本計画が入っております。議会が議決すべきものをつくるために、議会の議員が入って策定するということは、整合しないと思いますので、ここの第17条第4項第1号の根拠の議員は、ふさわしくないと思いますので、そういう意見を出したいと思います。

私、同じ委員会ですので、このことは委員会でも申し述べたいと思いますので、特にここでは答弁はおりません。

議長 三戸留吉 他にありませんか。質疑なしと認めます。議案第17号についての質疑を終わります。次に、議案第18号についての質疑を行います。質疑ありませんか。(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第18号についての質疑を終わります。次に、議案第19号についての質疑を行います。質疑ありませんか。(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第19号についての質疑を終わります。次に、議案第20号についての質疑を行います。質疑ありませんか。(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第20号についての質疑を終わります。次に、議案第21号についての質疑を行います。質疑ありませんか。(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第21号についての質疑を終わります。次に、議案第22号についての質疑を行います。質疑ありませんか。(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第22号についての質疑を終わります。次に、議案第23号についての質疑を行います。質疑ありませんか。(質疑なしの声あり)

- 議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第23号についての質疑を終わります。次に、議案第24号についての質疑を行います。質疑ありませんか。(質疑なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第24号についての質疑を終わります。次に、議案第25号についての質疑を行います。質疑ありませんか。(質疑なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第25号についての質疑を終わります。次に、議案第26号についての質疑を行います。質疑ありませんか。
- 5番 加藤千代美 議案第26号の平成25年度八郎潟町一般会計予算について、資料の提出を求めます。一つは、ここに今日だされました、第5次基本構想の見直しに係る財源内訳、実施計画と、その財源の内訳に関する資料の提出を求めます。それから、今日町長より八郎潟町の各予算について説明ありましたけども、性質別の内訳がありませんので、それについても資料を求めます。
- 議長 三戸留吉 総務課長、よろしいですか。
- 総務課長 渡部博英 はい。
- 議長 三戸留吉 他にありませんか。質疑なしと認めます。議案第26号についての質疑を終わります。次に、議案第27号についての質疑を行います。質疑ありませんか。
- 5番 加藤千代美 議案第27号についても、資料の提出を求めます。高額医療費が多くなっている、そういうお話しでございましたけれども、それについての高額医療費の内容、500万以上の高額医療費の内容についての資料を。
- 福祉課長 伊藤則彦 確認いたします。高額医療の内容といいますと、25年度の当初予算ですので、24年度の実績をもとに勘案して積算してございますけども、その表でよろしいですか。
- 5番 加藤千代美 はい。
- 議長 三戸留吉 他にありませんか。質疑なしと認めます。議案第27号についての質疑を終わります。次に、議案第28号についての質疑を行います。質疑ありませんか。(質疑なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第28号についての質疑を終わります。次に、議案第29号についての質疑を行います。質疑ありませんか。(質疑なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第29号についての質疑を終わります。次に、議案第30号についての質疑を行います。質疑ありませんか。(質疑なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第30号についての質疑を終わります。次に、議案第31号についての質疑を行います。質疑ありませんか。(質疑なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第31号についての質疑を終わります。次に、議案第32号についての質疑を行います。質疑ありませんか。
- 11番 近藤美喜雄 一つだけ教えてください。歳出の中の243ページ、工事請負費、処理場改修工事というのがあります。これは前からそういうお話しは何回か聞いたことがあるけども、具体的な計画が定まらないような感じできたような気がしますけども、そうするとこれは関係団体との協議、その他全部整って、いよいよということのようですが、このことについてご説明をお願いします。

建設課長 吉田久壽 処理場が3月31日で閉鎖されまして、4月1日から公共下水道へ接続されます。それに伴いまして、処理場の閉鎖の改修ということで、汲み取り清掃・消毒工事に5百万、機械撤去・水槽内の閉鎖工事に8百万程度の予算を計上しております。浦大町については、将来、浦城の展示館ということで方向付けしておりますので、それについては26年度で改修を予定しております。

11番 近藤美喜雄 そうすると小池の方はまだこれから？それとも解体？

建設課長 吉田久壽 小池については、繰上償還で補助金を返還して汲み取り・消毒工事しまして、あと目的外使用につきましては、まだ検討中であります。

議長 三戸留吉 他にありませんか。質疑なしと認めます。議案第32号についての質疑を終わります。次に、議案第33号についての質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第33号についての質疑を終わります。次に、議案第34号についての質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第34号についての質疑を終わります。次に、日程第37、請願・陳情についての上程をします。

5番 加藤千代美 はい、議長、ちょっといいですか。さっき資料を求めたもので26号で忘れたんですけども、いいですか。

議長 三戸留吉 忘れてあったということですね。はい、どうぞ。

5番 加藤千代美 資料の提出の中で、政策的経費と経常的経費の仕分けをしたものが欲しい。それから、継続的に事業を行っているものの内容の財源の内訳、そういうものを書いたものを委員会の時に出して欲しい。

議長 三戸留吉 総務課長いいですね。

総務課長 渡部博英 はい。

議長 三戸留吉 それでは次に、日程第37、請願・陳情についての上程をします。お手元に配付しております請願陳情文書表の3件であります。提出された議案ならびに請願・陳情を、各常任委員会に付託することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 三戸留吉 ご異議なしと認め、各常任委員会に付託することといたします。事務局長から委員会室を報告させます。

事務局長 千田清 総務産業常任委員会は第1委員会室、教育民生常任委員会は第2委員会室で開催していただきます。

議長 三戸留吉 これより、各常任委員会を開いていただきます。明日は、午前10時より本会議を開きます。本日の会議は、これをもって散会いたします。どうもご苦労様でした。

(午後 2時 2分)

# 平成25年八郎潟町議会3月定例会 会議録

第2日目 平成25年3月12日(火)

議長 三戸留吉 おはようございます。  
ただいまの出席議員は12名であります。  
定足数に達しておりますので、八郎潟町議会3月定例会は成立いたしました。  
これより本日の会議を開きます。  
答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。これより一般質問を行います。  
なお、議会運営委員長からの報告がありましたが、本定例会から議員の一般質問は、すべて議員の質問席から行うこととしております。質問する時は挙手、起立し、答弁を聞く時は着席をお願いいたします。質問時間については、60分以内となっております。最初に、5番 加藤千代美君の一般質問を行います。

5番 加藤千代美 5番 加藤千代美であります。この度の選挙で、町民の皆さんの多大なるご支援により、町政運営について議論の機会を与えていただいたことに対して、深く感謝申し上げます。  
私は常日頃、町政とは町民に対して夢を与え希望を与えながら、町民の抱えている難題を議会で議論を戦わせながら、解決に導くのが行政運営のあるべき姿であると考えております。しかるに、その先にあるのが安全な社会であり安心して労働ができ、生活ができる空間・町であると考えております。  
以後、このような観点に立って、この4年間町政運営について当局と議論していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

さて、この度の選挙期間中に私に寄せられた声は、この停滞している町を何とかして欲しいという声でありました。何を停滞というのかよく分からないが、この声が非常に大きかったのであります。

また、一方においては、町の教育はどうなってるかという声でありました。特に人を誹謗中傷した文書が、選挙のある毎に町の中にはびこる姿は、家庭教育をはじめとする学校教育、社会教育が廃れた姿に映ったようであります。これを見た、他の市町村住民は、何と恐い町であるか、あんな町の住民になりたくない、という声があちらこちらから聞こえてきているのであります。

更に、昔はあんな町ではなかった、一番住みたい町だったという声であります。それでなくとも人口減少が進んでいる我が町にとって、極めて憂慮すべき時代と私は考えております。思わぬ所から人が住みにくい環境が生まれるとは、やがて産業構造の疲弊に繋がるものと、私は考えております。

私は人間として一番大切なことは、人の心の痛みがわかるような道徳心を持った教育が、一番大切なことだと考えております。ちなみに道徳とは、正常な社会生活を保つ為に、みんなが守らなければならないルール、と広辞苑には書いてます。私も教育の中で、人の歩く道はルールを守る人間として他人を尊重することであると、かつての教育で教わったつもりであります。

しかし、このようなことが我が町に起きていることに対して、町長始め教育長は、町の運営、教育の在り方をどのように捉えて行っているのか、お聞かせ願えればありがたいと思っております。

次に、産業振興と新規産業についてであります。

1つ目ですが、大型店舗促進法が執行されてから、郊外的な場所に大型店舗が数多く進出し、我が町の商店街ばかりでなく、近隣町村の商店街もダメージを受けておられるようであります。それがため、集客は奪われ、商売を行っていく上で、非常に厳しい現実にあるとみております。

事業主は、色んな方法を模索しながら集客に努力しているようでありますが、いかんせん大店舗にはかなわないというのが、実態のような感じがいたします。畠山町長になってから我が町において、破産・廃業した商店は何軒有るのか。また、大店舗法ができた後に、町では商店に対してどのような指導を行って今日に至ってるのかお聞かせ願えればありがたいと思っております。

次に、このような事態になることを想定したかのように、国においては中小企業、農

業に資金の融資を図るべき対策を講じてきたようであるが、この法律もこの3月に廃案になるという話があるようであります。我が町では、この制度を利用している事業主は何人おるのか、またこの資金を利用している方に対して、どんな援助を町として行ってきたのか、それをお聞かせ願いたいと思います。

次に工場誘致についてであります。今この時代に企業誘致といっても、なかなか誘致企業が来ないのが現状であります。昨年、秋田県に工場誘致がなされた地域は、私の記憶では、秋田市、大館市、由利本荘市くらいであったと思います。他の町村においても雇用確保を図るために、色々努力してるようではありますが、なかなか誘致できないのが現状だと思えます。そこで、我が町ではどんな企業を誘致しているのか、また、どんな方法で誘致しようとしているのか、町長が就任してからどんな企業が何件、町に誘致されたのか教えていただきたいと思えます。

次に、新規産業についてであります。私は、この町の新規産業は、鴨産業であると考えております。鴨産業も、私の記憶では10年以上経った企業だと思っております。しかし今、鴨産業も後継者がいなくて廃業するという噂が流れているようではありますが、真実であるとするれば、10年以上努力して市場を開拓し、育成技術を向上させつくったものが、無になると同時に、八郎潟町の鴨という、せっかく定着したネームバリューが消えるという状況は、非常に憂えるべき現状であると考えております。町として手を差し伸べ、立派な産業として育成する気があるのかないか。

また、一方に於いて新たな分野で、国・県の指導を受けながら、努力している人もあるやに聞いております。このような人に対して、町としてどのような手を差し伸べるのか伺いたいと思えます。

次に、TPP問題についてであります。国においては、新聞・テレビなどのマスコミを見ている限りに於いて、TPP交渉に深く参加するというニュースが最近流れております。いずれにしてもTPP問題は、地方においても避けて通れない問題となっております。仮にTPPに参加した時に、あらゆる産業、特に農業は多大なる打撃を受けると、ある学者は言っております。我が町の基幹産業は農業であると認識しておりますけれども、農業が一番その影響を受けるのではないかということが言われています。町として今から想定される問題、いわゆるTPPに参加した場合に、どのような対処をするのか、またその準備をしているのか、この点についてお伺いしたいと思います。以上です。

町長 畠山菊夫

加藤議員のご質問にお答えいたします。

質問の前に、町民の教育というお話をされましたけれども、他人を尊重する人が、私は多いと思えます。一部の人が誹謗中傷しているだけの話であって、それがどのようにして起こったのかは私もわかっておりません。

最初に自己破産した事業所ですが、私が就任してからの4年間、税務課で把握している件数になりますが、3件となっております。また、廃業した事業所ですが、商工会からの情報提供によると、自己破産した事業所を含めて26件となっております。

また、農家数であります。10a以上の生産数量目標の配分農家数でいきますと、4年間で50件減少しております。

次に、制度資金を活用した件数、金額等についての質問であります。まず、商工事業所の制度資金活用状況であります。町の融資斡旋制度による通称マル八制度資金を活用した事業所は、平成23年度は8件で29,000千円、24年度が2件で6,200千円となっております。この資金に係る秋田県信用保証協会の保証料については、条例により町で全額を助成しておりますが、利子補給は行っておりません。

次に、農家の制度資金活用状況であります。本町では、過去5年間では、農業近代化資金と農業経営基盤強化資金・通称スーパーL資金の2つの制度資金の活用しかございません。農業近代化資金は、平成23年度が1件で4,500千円、24年度が1件で6,000千円となっております。基準金利の2分の1を県が利子補給をしておりますが、町では利子補給していません。

スーパーL資金については、認定農業者のみが対象ですが、23年度が1件6,700千円で、24年度の活用実績はありません。貸付利率の10分の2を県と町が半分ずつ利子補給しております。

次に、企業誘致についての質問であります。本町の誘致企業は、日本機械工業と横浜電子工業の2社のみで、横浜電子工業の平成元年以来、町で誘致した企業はございません。企業誘致への取り組みについては、毎年、東京・名古屋などで開催されている秋田県主催のリッチセミナーなどに参加し、県並びに他市町村との交流を図りながら、プレゼンや情報収集に努めているところであります。

しかしながら、依然として県の工業団地も空いている状況が続いており、本町のみならず秋田県全体の課題として、県・近隣市町村と連携して、広域的な感覚で誘致活動に取り組んでまいります。

次に、新規産業の取り組みについてであります。本町の場合は、ほとんどの農家が戸別所得補償制度に加入し、その助成金を活用した農業経営が主となっており、6次産業化を含め、新しい分野へ踏み出せないでいるのが現状であります。

また、県のほうで産学官連携を促進し、商工業を含めた新事業、新産業の創出を目的とした「産学官連携促進事業」を実施しておりますが、本町の場合、企業数そのものが少ないこともあり、この事業に参画している企業は現在のところございません。

また、ご質問書にはございませんでしたけれども、鴨の産業につきましても、売上げが最盛期の半分くらいになったと聞いております。そしてまた、議員さんおっしゃるとおり、後継者不足、そういうものも指摘されております。かなり運営の方々には難儀されていると聞いております。

私も鴨産業については、もう一度立ち直るべくして、その産業育成に取り組んでいきたいと思っております。

次に、TPPについてであります。その参加については、農業を基幹産業と捉えている本町にとってその影響は大きいものと想定されます。

安倍首相は、先のオバマ大統領との首脳会談で、「聖域なき関税撤廃」は前提でないと強調したうえで、政府の責任で判断するとして、交渉参加を事実上表明いたしました。しかし、農産物で関税撤廃の例外を勝ち取るかどうか、結局は交渉次第という状況は何も変わっておりません。また、国民に対する説明も全くなく、交渉参加のメリット、デメリットを情報開示し、基本的食糧の国内生産維持について、全国的に国民の理解を得ることが必要だと考えます。

交渉参加した場合の準備をしているのかということですが、日本は米、小麦、乳製品などに高い関税をかけ、国内農家を保護してきましたし、現在の戸別所得補償制度をはじめ、今まで国などからの多くの補助金を活用しながら農業経営を進めてきた農家が大部分であります。このような状況から、交渉に参加し、仮に関税撤廃ということになれば、国からの新たな助成がないと生き残れる農家は非常に少ないと考えます。

いずれ、食料の安全・安心を基本とした自給率向上と食料の確保は国の責務でありますので、「強い農業生産」の確立が政策に反映されるよう国並びに関係機関に強く要望していく考えであります。

教育長 江島廣

おはようございます。加藤議員さんの質問にお答えします。

小学校学習指導要領は、第1章総則、第2章各教科、第3章道徳、第4章外国語活動、第5章総合的な学習の時間、第6章特別活動と構成されております。中学校学習指導要領には、外国語活動の章はありません。

小学校学習指導要領総則に道徳教育は、道徳の時間を要として、学校の教育活動全般を通じて行うものであり、道徳の時間はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動それぞれの特質に応じて、児童の発達段階を考慮しながら、適切な指導を行う、となっております。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を、家庭・学校・その他社会での生活の中に生かし、豊かな心を持ち伝統と文化を尊重し、それらを育ててきた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し、未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする、とあります。

道徳教育を進めるに当たって、教師と児童及び児童相互の人間関係を深めるとともに、自己の生き方について考えを深め、家庭や地域社会との連携を図りながら、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して、児童の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮し、特に児童が基本的な生活習慣、社会生活上のきまりを身につけ、善悪を判断し、人間として、してはならないことをしないようにすることなどに配慮するとなっております。

中学校も内容的にはほとんど同じですが、生徒が自他の生命を尊重し、規律ある生活ができ、自分の将来を考え方やきまりの意義の理解を深め、主体的に社会の形成に参画し、国際社会に生きる日本人としての自覚が身につくようにする、となっております。

その内容は「自分自身に関すること」「他の人とのかわりに関すること」「自然や崇

高なものとかかわりに関すること」「主として集団や社会とかかわりに関すること」の項目に、発達段階に応じてそれぞれ具体的な内容が示されております。

従いまして、道徳の位置づけとしては、学校教育活動並びに地域社会とかかわりの中で、道徳性を養っていくこととなります。

学校教育基本ということで、前段に議員さんの方からお話しありましたが、本町は、文武両道を根本として、昔から言われております「知・徳・体」を身につけていくということになります。徳のところは、今言う道徳のところでありまして、心の豊かさとか、善悪の判断とか、そういうものを教育活動の中で学んでいく、という風な形となるかと思えます。

5番 加藤千代美 まず最初に、新規産業のところと TPP の問題についてでありますけれども、町長の答弁の中で、6次産業という話がでました。これは国の政策においても、TPP の問題についても、6次産業化をするということは、国が盛んに提唱している問題であります。しかしこの問題を深く考えていくと、農家個人では対応しきれない、いわゆる生産から流通、販売まで至るのが6次産業のシステムでありますけれども、農家個人で6次産業化を図るといことは、補助金をいくらいただいてもなかなか実現出来ない、現に今、日本全体で集落法人にして株式会社にする、という構想で6次産業化に向かってはありますが、大多数の農業生産法人が破産方向に向かっております。しかるに私が申し上げるのは、その6次産業化を目指すのであるならば、町が率先して NPO 法人なりを作って、それに援助をする、そういう方向性をしていかないと、この TPP 問題についても、新規産業についても、町はなかなか進んで行かないのではないかと、こういう観点でありますので、これについて一つ答弁お願いしたいと思います。

それから、教育長の方でありますけれども、その「知・徳・体」を小中学校で教えている、こういうことではあります、現に警察も入っておりますけれども、町の中に選挙がある度に、こういう文書が流れる、これは由々しき問題だと思うんですね。そうすると小中学校においては立派な教育を受けるけれども、いわゆる社会教育の分野においては、いかなる方向性でこういう人間がでてくるのか、町長に言わせると、それはごく少数の人間である、ということではありますけれども、まかれた文書というのは、町全体でありますから、この影響というのはすごく大きい問題だと思います。警察に言わせると、八郎潟町は選挙の度にこういう文書がでて、これは一度や二度ではありませんよ、ということ言われたんですが、こういう問題が小学校では「知・徳・体」で教えてるけれども、社会人になるとなんでこういうように乱れてくるのか、そういう点について一つお答え願えればありがたいと思います。

町長 畠山菊夫 6次産業化ということで、生産加工販売これを行うには、企業というものを立ち上げなければ、なかなかできないわけでありまして。加藤議員さんがおっしゃった NPO の立ち上げ、これ確かにそうです。でも、町が NPO を立ち上げるということではなくて、民間が NPO を立ち上げなければできないわけでありまして、そういう立ち上げるための支援というものは、やらなければいけませんけれども、町が NPO を立ち上げるわけにはいきません。立ち上げの助成、そういうものに関しては、これから考えていかなければ、と思います。大きな企業になるか、小規模でも生産販売加工ができるような法人・企業こういうものに向けた取り組みというのは大事かと思っております。

教育長 江畠廣 質問にお答えします。社会教育関係におきましては、色々な講座でお集まりになる方々は、心の豊かな方々だと存じ上げております。中に心の貧しさが身体の大部分を占めて、なかなか自分の心を耕せないで、これは色々な人との係わりの中で、利害関係が絡むとか人間関係の中の挫折とか、色々なことがあるでしょうけれども、そういう面で違ったものの考え方になってしまったものかという、感じを受けるわけでありまして。いずれにしても、私共の社会教育関係の中で色々な体験活動等を通して、人との係わり繋がり、そういう風なものを大きく拡大していきながら、地域の方々心が耕していく、そういう方策を少しずつ与えて行かないとだめなのかなと思えます。

いずれ町長もお答えなりしましたが、こういう貧しい心を持った方々がすべて、と私も思っておりません。中にそういう方もいらっしゃる、という風なことかなと感じます。

議長 三戸留吉 これにて、加藤千代美君の一般質問を終わります。  
次に、4番 石井清人君の一般質問を行います。

4番 石井清人 4番 石井清人です。初めての質問でありますので、不慣れな点、的を得ない

点もあろうかと存じますが、どうかご容赦をお願いいたします。

この度の選挙におきまして、私は町内を2巡いたしました。多くの人と語り合い、町民の思い、町への期待感、あるいは将来への不安感、また苦情、要望など聞く機会が多々ありました。また、空き家、遊休地、道路事情、町施設など普段気にも留めなかったことが、つぶさに見る事ができました。町民生活向上のため今後の議員活動に活かしたいと考えております。

私は町民の声を町政に届けると訴えて当選いたしました。多くの町民の声を胸に、精一杯質問いたしますので、どうかよろしくをお願いいたします。

質問の第1は「津波安全宣言を」であります。

東日本大震災ではマグニチュード9.0という我が国最大の地震で、そのため発生した大津波により甚大な被害が発生しております。

さて、本町の場合であります。もし仮に旧若美町方面に津波が発生したとして、野石、五里合などの砂丘地帯を越えてさらに大潟村を越えて本町に到達する可能性は低いと思われま。また、旧天王町方面に津波が発生しても巨大な八郎湖調整池を満水にしてなおかつ直線距離で13キロも遡上して、さらに地先干拓堤防をこえることも可能性は低いと思われま。

八郎潟町に津波がくるという想定は、信憑性に疑問があり、そのため平成23年2月頃に策定中の八郎潟町防災計画には、そういう判断によりその記載はありません。その記憶は私も在職時町民福祉課にありましたので覚えております。

平成24年2月の八郎潟町ボランティア大会で講師の方が、秋田沖に津波が発生した場合、五城目町役場まで浸水するという話があったそうです。このことは平成24年3月定例議会の一般質問で北嶋賢子議員さんが質問しております。これに対して当局は秋田県の地震被害想定調査のデータの提供を待って対処するとしております。

昨年末、秋田県地震被害想定調査委員会、津波専門部会が津波の想定をまとめております。それによると本県沖でマグニチュード8.7の連動地震が発生した場合、能代市や男鹿市、秋田市など、沿岸9市町村が浸水するとなっております。幸い八郎潟町は浸水地域にはなっておりません。しかし、潟上市で津波の最大高11.47とありますから船越防潮水門は越えて八郎湖調整池に流入します。大潟村では周囲の堤防が液状化現象で沈んだ場合、村南部の水田地帯が1メートル程度浸水するとなっております。大潟村は、もともと海拔ゼロメートル以下でありますから、そのような想定になっていると思われま。

八郎潟町においては、仮に八郎湖漁港のあたりで堤防が破損した場合大潟村同様浸水の恐れはどの程度なのか、そういう調査があるのであればお示し願いたいと思います。あるいはまた、地先干拓堤防は強固で、破損の恐れがないのであれば津波被害は心配ないということになります。

昨年以來、町民の方は津波が来るのか、来ないのか疑心暗鬼になっております。県の調査が終わればはっきりするだろうと考えている方が大勢いるはずで。この際、町民の不安を払しょくし、安心感を持たせるためにも八郎潟町に津波は到達しないと宣言することを提言いたします。

次に、質問の二つ目は避難所のことであります。

平成23年3月11日発生の大震災は、大変な揺れでありました。その後続いた停電に不安を抱いた町民が多かったと思います。

当時私も町民福祉課に在職していましたが、職員の提案で防災センターに避難所を立ち上げました。今はストーブの点火や炊飯調理も電気が多いため、停電時一人暮らしの高齢者が夜を過ごすには不安が多いのではないかと考えましたが、あの時は11人くらい非難したと記憶しております。

平成23年3月下旬に八郎潟町防災計画が承認されました。この内容は防災組織、災害予防、災害対応、災害復旧など関係各機関の対応や手順が網羅されており、八郎潟防災の根幹をなすものであります。大変なボリュームで、担当の職員には敬意を表します。

さて、秋田沖も地震の空白域となっております。国の地震調査委員会の発表によれば、今後30年以内に震度6弱以上の地震が発生する確率は7.7パーセントです。その他、豪雪、水害、大火、竜巻、大規模停電など災害はいつ発生するか予測が付きません。万一このような災害が発生したとき町民へどう周知して、どう誘導し、どこへ避難させるか大切なことです。

この八郎潟町防災計画が出来上がったとき、避難所はどうなっているのだと担当に聞いたとき、このあとに出しますと聞いた記憶がありますが、私の記憶違いであったでし

ようか。そのあと私も部署が代わり、またその後退職いたしましたのでこのあとのことがよくわかりません。

東日本大震災のときは、地震発生と同時にいち早く避難した方、津波に追われて逃げた方が安全なところに避難しております。五城目町から大槌町に旅行中の一行は高台の集会所にいち早く避難して、二晩を明かしたそうです。災害発生やその予兆があれば住民は不安に駆られいち早く自主避難をすることもあります。町の指示がなければ避難できないのか。また避難指示がなければ町施設は利用できないのか。

しかし、いざ災害が発生したときに、避難するところはどこですか、と迅速に町民に連絡する体制やいとまがあるのか、非常に不安があります。やはり災害発生時、あるいは自主避難の場合は、どこどこが避難先です、とあらかじめ周知することが最善だろうと思います。八郎潟町の防災計画、避難所はどのようになっているのか質問いたします。

もし、避難所がすでに決まっているというのであれば町民への周知が必要と思います。23年4月以降の町広報を見る限りでは避難所についての周知はなかったように思います。私の勉強不足であれば大変申し訳ありませんが、この点を質問いたします。

また避難所が決まっているのであれば、例えば「ここは災害時の避難場所です」というような表示をすれば、町民はいざというとき逃げ込みやすいので、そういう対策も考慮することを提言いたします。他町のあるところでは、そういうような表示をして、町民にお知らせしているところもあります。そういう対策を提言いたします。

以上、よろしくご答弁をお願いします。

町長 畠山菊夫

石井議員のご質問にお答えします。

津波については、秋田県地震被害想定調査委員会が津波専門部会を設け、青森県沖から新潟県北部に至る3海域の連動地震マグニチュード8.7を想定しての津波被害調査を実施しております。その結果が昨年末に情報提供されております。

想定結果を発表する際に、津波専門部会長の秋田大学 松富教授が言われたのは、「今回の想定では、想定外を作らないこと。震災以来、釜石の奇跡ということで取り上げられますが、一つの想定であり、想定を信ずるな、この想定が必ず起こるというものではない、特に連動地震については、2年前の連動地震を参考にして考えられたものであり、日本海においては連動地震が起こったという証拠が見つかっていない。過敏に過剰に反応するのではなく、これまでの防災・減災体制を継続的に進めてください」との説明があったと聞いております。

本町への津波被害については、防潮水門を超えた津波は東部承水路・馬場目川へと遡上し、想定では馬場目川大橋、農免道路の赤い橋付近まで遡上するとしております。津波高については、川床の土砂堆積状況などから一部に2m未満の津波が発生するとの想定となっております。また、馬場目川河口から大潟橋付近の釣り公園・三倉鼻まで2m未満の津波が想定されております。

次に湖岸堤防が液状化した際の被害についてですが、これについては大潟村のみの想定となっております。液状化の基準に照らし75%が沈下した場合の大潟村内の被害想定が情報提供されており、それによると、村南部が最高3m未満の津波が想定されております。水田地帯の標高がマイナス2mからマイナス4mとなっており、これらの要因が被害想定を大きくしているものと感じております。

本町の場合、湖岸の水田が一日市地区で0.7m、夜叉袋・真坂地区では1.4m以上の標高がありますので、仮に堤防が沈下しても住宅地までは遡上しないものと考えております。

以上のことから、津波の影響が全くないというものでもなく、津波安全宣言をすることはできません。

次に災害時の避難については、色々なケースが考えられますが、大規模地震で家屋の倒壊があった場合などは、町の指示がなくても避難場所へ避難することは可能です。しかし、小学校体育館等の避難所への避難となった場合、誰が鍵を開け、体育館内の安全確認するのか、また、避難所開設の周知や避難所の運営などについてシステム化されていないのが現状です。今後、避難所の拠点となります小・中学校・町・地域住民などとの連携をいかにするかといった検討が必要であり、避難所運営マニュアルの作成を含め円滑に対応できるよう進めて参ります。

次に避難所・避難場所の周知についてですが、地域防災計画の見直しと合わせ、更には津波想定等の被害状況を確認した上で、平成22年に作成した馬場目川の氾濫による浸水区域を明記したハザードマップの見直しを行い、全戸配布に向けて準備を進めてお

ります。内容については従来の避難所・避難場所等の表示に、津波被害想定、標高、AED設置箇所・大雨などによる農地の冠水区域等を追加した災害ハザードマップとなっております。

次に避難所・避難場所の表示についてですが、現在、防災センター駐車場など一部の避難場所には看板が設置しておりますが、未設置の避難所・避難場所がほとんどですので、今後、検討して参ります。

#### 4番 石井清人

ご答弁ありがとうございました。ただいま町長のご答弁では、安全宣言はない、ということでもありますけれども、私が持っている資料というのは、12月29日の魁新聞と県のホームページであります。12月29日の魁新聞では、ただいま町長がおっしゃったとおり、秋田県地震被害調査委員会、津波専門部会の調査で、その部会長は秋田大学水工学専門の松富教授さんです。その方のコメントとしては、M8.7という考えられる最大の地震による津波を想定した発生する確率は限りなくゼロに近いが、一つのターゲットとして参考にして欲しい、というコメントが記事に載っておりました。

町長が安全宣言はしない、ということでもありますので、そうすればこのあと津波が来るかも知れない、というような予想でいると思えますけれども、そうであるとすれば、いずれ八郎潟防災計画も追加修正というのがあって、津波対策というものが明記されてきて、そういう対策をとっていくことになるかと思えます。

津波対策とすれば、沿岸部では防波堤のかさ上げだとかありますから、例えばこのあと地先干拓堤防のかさ上げだとか、馬場目川の堤防のかさ上げということも、今後考慮に入れているものかどうか。それからもう一つは、津波に対してはまず早く逃げる、高台に逃げるということですが、八郎潟町では高台というのは一部の地域だけで、一日市とか夜叉袋には高台がありません。そうすると、そういう避難経路、何処へ逃げていくか、こういうものもいずれ津波対策というものに入ってくると思えますけれども、そういう今後の津波対策という計画を、いつとっていつ防災計画に追記修正していくのか、こういう所の目途があったらお知らせしていただきたいと思えます。

それから、もう一つ避難所のことなんですけれども、ただいまの町長の答弁では、避難所はシステム化されていないとか、小中の体育館に入る場合には鍵がなければいけない、というようなご答弁でありましたけれども、私の最初の質問でも、五城目町の方が大槌町のホテルで観劇中に地震がありまして、いち早く逃げたと、それは高台の集会所であったということで、例えば幼小中の体育館、防災センターでなくても、例えば大規模地震がおきて家屋が倒壊した、あるいは一部破損してもう住めないという場合、近くの集会所、例えば寿山荘だとか、1.2.3区の児童館、中嶋児童館、そういうところに一時的に避難するという方法もあろうかと思えます。そして近所の方々がおにぎりでも持ち寄れば2晩3晩あるいは一週間でも過ごしていける。そういう風なイメージも私はあったので、そういう面ではその避難所というのは指定できるんじゃないかと思っております。

特に思っているのは、防災計画は23年3月に承認されましたけれども、その1年前に洪水ハザードマップができております。その中に39箇所の避難所というのが明記されておりますから、それをそのまま踏襲すればいいのではないかと、こう考えておりましたけれども、まだそういうところまでいってないようなので、私はそんなに難しいことでもなくて早めにこれを周知した方がいいと思えます。このハザードマップ見直しと言ってますけれども、洪水対策のハザードマップと津波対策のハザードマップでは、想定が違いますので、これを両方兼ねたハザードマップと考えているのか。ところが下からくるものと上からくるものでは、想定が違いますので、これを一緒に考えているのか、そこが不明なので、もう少しわかればお願いしたいと思えます。

#### 町長 畠山菊夫

津波のことですけれども、2メートル未満の津波がくる、M8.7で、そう想定されています。ただ太平洋側の2年前の地震では、直接津波が到達した地点は、5キロから6キロ。名取市、仙台空港、それを考えますと、船越から直線で10キロ以上ある、仮にM8.7以上の連動地震が起きた場合はどうなのか、ということもありますけれども、まずは大地震が起きた場合は、増反地あるいは岸辺に近い田んぼでの農作業、あるいは散歩や釣り人の皆さんが、いち早く水辺から逃げる、こういうものが大切であって津波がこないという宣言はできないわけでありまして、その点をご理解していただきたいと思えます。

それと、堤防のかさ上げについては、県とのことでもありますので、町単独では考えられないわけでもありますので、この部分についても、防災の意味で県と検討してみたいと思えます。

それから災害時の避難所でございますけれども、災害時の要援護者支援事業では、避難

場所をきちんと決めております。ただ大地震を想定した場合には、最初は広場に避難して、それから建物を安全確認しながら公共の建物の中に避難するということになるかと思えます。イメージでありますけども、こういうのを踏まえて、これから計画書を作っていかなければと思っております。

4番 石井清人 3回目になりますのでこれで終わりますけども、まず1番大切なのは、町民に安心感を持ってもらうことであり、教授の調査では限りなくゼロに近いということでもありますけども、本町においては津波の対策はとる、ということでもありますから、今後そういう対策について、町民に対してしっかり周知していただきたいと思えます。

何回も繰り返しになるようですけども、幼小中の体育館や防災センターといった大きな避難所でなくても、身近なところ、逃げ込めるところがあってもいいのではないかと。これは私の要望でございますので、それを一つ付け加えて質問を終わりたいと思えます。どうもありがとうございました。

議長 三戸留吉 これにて、4番 石井清人君の一般質問を終わります。  
次に、6番 柳田裕平君の一般質問を行います。

6番 柳田裕平 私は、先程質問されたお二方同様、新人でございますが、お二方の場合は、大潟村、八郎潟町の事務局長を務めておりますので、お二方のように上手にお話しできませんし、緊張もしておりますので間違いもあります、ご容赦願いたいと思えます。

それでは質問に入らせていただきます。二つほど質問いたします。

第一点は、商店街活性化についての今後の構想と、具体策についてお伺いいたします。

先般、八郎潟町商店街連絡協議会が主催の、商店街活性化について行政との懇談会が、畠山町長と渡部産業課長が出席のもと開催されております。その協議会では、イベントの必要性・空き店舗の活用・買い物代行事業の実施・商店街の除排雪対策など、様々な意見の他にも、行政から助成金補助事業の情報が伝わるようにしてもらいたい、との要望もでました。

当町議会でも、商店街の活性化についての質疑が、最近多くなっておりますが、私のみるところ決め手になる具体策がなかなか見いだせない状況ではないかと感じております。私は、まず町と商店街が一体となって、そしてできれば若者の発想で、今できることから取り組むことが必要ではないかと考えます。

そこで町長には、商店街連絡協議会と連携し、スピード感をもって新たな商店街活性化の具体案を、構築・実行する考えはないのかお伺いいたします。

それから第二点、除雪問題でございます。

毎年八郎潟町除雪計画は、どのようにして決定されているのかお伺いいたします。

今年も、昨年同様、本町でも大雪で住民生活に多大な影響を与えております。ここ2、3年の気象状況からすれば今後も同じような傾向になりそうな気配で、高齢化社会に適応した町の除雪計画とボランティアも含めた住民自らの奉仕と協力が、ますます必要とされてきております。

そこで、毎年八郎潟町除排雪計画は、いつ、どのようなメンバー構成で決定されているのか、説明を求めます。最近の気象環境の変化を考えれば、住民や高齢者の代表、学校関係、各団体や商店街の代表等で構成し、幅広く実情を把握して次年度に向けた除排雪計画を策定すべきと思えますが、いかがでしょうか、お伺いします。

以上、2点についてご質問いたします。

町長 畠山菊夫 柳田議員のご質問にお答えします。

商店街の活性化対策についてであります、非常に難しい問題ではありますが、大きな課題と捉えて引き続き私の公約の一つとしてあげております。基本的には、まずは、商店街独自の創意工夫や連携など、消費者を呼び戻すための積極的な取り組みが必要であり、足らざる部分を国、県、町も含めた公的支援で支えなければならないと考えております。

昨年、3つの商店街区による連絡協議会を立ち上げていただきましたが、商店街の皆様自らの企画・アイデアも復活・活性化に向けては欠かせないものであります。今後、指導機関である商工会とともに連絡協議会の中でも協議していただき、意見交換を継続してまいりたいと思えます。また、若い年代の方々の意見・発想も非常に大きいと思えますので、その世代の方々と意見交換の場なども持ちながら、本町商店街の方向性を見い出していければと考えております。

次に、冬季除排雪対策についてですが、町が管理している町道7.3kmのうち、幹線道路、生活道路5.3kmを除雪しております。除排雪計画については、毎年11月頃、除雪路線を町が選定し、その路線について、建設課職員と委託業者5社、直営オペレータ7名で除雪計画を決定しております。

地域防災計画では気象の変化により、積雪深が70cm以上になり、交通がマヒし、町民生活に影響を及ぼす恐れのある場合は雪害対策本部を設置し、関係機関と密接な連絡のもと除排雪計画が実施されます。冬期交通除雪会議、除雪終了後の冬期交通除雪結果検討会と年2回実施しており、検討会は学校関係、町内の要望、苦情等を総括、次年度の検討事項として集約しております。住民や高齢者の代表、学校関係、各団体、商店会代表による除排雪計画については考えておりません。

6番 柳田裕平 ただいまの答弁でございますが、商店街連絡協議会からの具体的な提案を見てから対応、という風に受け止めました。私も商店街の会員です。商店街としては、先日の会議の中での意見を踏まえて、具体策を絞り込んで町の方にもお願いする、という方向で考えております。ただ商店街連絡協議会の方から見れば、行政の方からこのようなことを考えてはどうかとか、こんなことをやってみてはどうですかとか、そういったような助言を期待している面もあることは事実です。このあとも、先程町長さんが言われたとおり、十分な連携を図りながら、新しい商店街の活性化に向けての前進をさせていただきたいと思っております。この問題については、答弁は結構ですが、もし町長さんのお考え、改めてあればお話しさせていただきたいと思っております。

また、除雪計画についてであります。答弁では除排雪計画は、毎年ほぼ同様の手順とメンバー構成で検討されてるようでございますが、これは今まで重大な支障がなかったから例年どおり実施してもよいという判断からと私は感じられますが、この度、秋田県議会でも豪雪地帯対策基本計画の素案を検討しておるようでございます。当町においても、最近の複雑な気象状況の変化や、住民の高齢化などなど、様々な現象に対応するべくきめ細かな優しい除排雪計画を考える時期であろうかと思っております。その点を今一度お考えをいただきたいと思っております。

町長 島山菊夫 商店街の活性化については、今までも商工会関係の皆さんと、色んな議論をしてきました。私がかたもバリューの跡地を利用しながら活性化できないかということで、検討会を立ち上げて、おもしろ市場、それから若者の皆さんと一緒に、若者イベント、これも役場と一緒に色んな事業をしてきました。そうした中で商店街が何を町に求めているのか、これを町も探ってきましたけど、なかなか提案ができません。

そうした中で、今回行政報告でも申し上げましたが、県と一緒に駅周辺を開発しましょう、それが商店街の振興発展に繋げていけたらと思って、そういう施策も考えました。これからも協議は重ねていながら、良い方向を見いだしていかなければと思っておりますので、継続して3街区の皆さんとは協議を重ねていきますし、そしてまた皆さんからも駅周辺に関しては、色々なアイデアもいただきたいと思っております。

それから除排雪に関してですけども、行き届かない面があつて本当に申し訳ないと思っております。ただ寒さが続き雪が溶けず、そしてまた雪がたまって追いつかない現状であるということもご理解いただきたいと思っております。色んな団体の皆さんを集めて開いたらどうか、ということなんですけども、それも一つの方策なんですけども、色々な要望がありすぎて、話が前に進んでいかないことも考えられます。そして町としても、色々な苦情を把握しておりますし、そして私自身、町内会へ出向いて町内会からの要望、そしてまた各種団体との話し合いの中でも、反省材料として色々な提言をしております。

そういうことも踏まえてやってみるわけなんですけども、優しい除雪、これはこれからかなり大事だと思っております。町内会との連携、あるいは色んな方との話し合いをしながら検討していかなければと思っておりますので、引き続き皆さんからのアイデアをいただければ、できるものから積極的に進めていきたいと思っております。

6番 柳田裕平 今の商店街の活性化、除排雪問題、非常に重要な問題でございます。町長がよく言われるコンパクトな町という言葉がありますが、それこそこの特性を活かして皆んなで話し合いながら、重要な問題については今後も進めていただきたいと申し上げて、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長 三戸留吉 これにて6番 柳田裕平君の一般質問を終わります。  
次に、7番 伊藤秋雄君の一般質問を行います。

7番 伊藤秋雄 先程、5番加藤議員、4番石井議員からもでしたが、私は昨年11月中旬頃から全町2,500軒位を一軒一軒訪ね歩く機会がありました。日常生活・道路などを見てまわりました。4年前に比べて、一人暮らしの家庭や老人二人家庭、空き家が増え、子どもが少なく働く場がないために若者が少ないなど、雪国特有の問題があり、全体的に暗い印象を受けました。

この町に何があるの？何か魅力はあるの？除雪対策はどうなっているの？商店が無くなって買い物ができない、湖東病院はどうなるの？などと色々な質問や愚痴を聞きました。老人や若者から聞きました。その反面、町政に期待する町民もいました。

今回の私の質問は2問です。通告どおり、一問一答で質問しますので、手短かに町長の答弁をよろしく願いいたします。

まず第1点、湖東総合病院の建設と見直しについて、質問いたします。

待ちに待った湖東総合病院の改築整備事業の配置計画と外観イメージの設計図、1階から2階の平面図を2月の中旬頃見ることができました。私は大変喜んでおる反面、不安を感じております。聞くところによりますと、現在の病院の解体費、新しく建設される2階建ての病院と外観工事含めて18億6千万円、医療器具・ベットなど11億円、最終的に合わせて30億円と聞いております。

参考までに、大仙市の組合総合病院では、総工事費124億、地下1階地上7階、建設費は105億5千万くらいと聞いております。あまりにも差があり、びっくりしております。

そこで、昨年8月頃から地盤調査(ボウリング)、基本設計(ヒアリング建築)もできており、先日、入札が終わり業者も決まり、入札額も思ったより安く決まったようです。工事の着手などの工程について、県・厚生連側・4町村の町長で運営委員会を開いて、このことについて説明があったのか、答弁をよろしく願いいたします。

町長 畠山菊夫 伊藤議員さんにお答えいたします。厚生連は、湖東総合病院の平成26年3月末工期の本体工事契約を既に締結したと聞いており、平成26年5月のリニューアルオープンに向けた準備は着実に進んでおります。

今のところハードのスケジュールについては、心配しておりませんが、オープン時に常勤換算で11人強の医師数を確保することが、これからの大きな課題になるものと考えております。

ご質問の湖東総合病院の改築は、町、県、厚生連三者の合意が不可欠のものであり、当然三者協議の確認をもって改築が進められております。

7番 伊藤秋雄 只今の町長の説明では、竣工が26年ということですが、私の聞くところでは、今はもう入札が終わりまして、雪が溶けるとすぐ着工に入るといことです。竣工するのが26年の3月31日で、もう業者が建物を引き渡すといことです。もう1年足らずでございます。そういった中で、当局3者で合意するものであると言いながら、この病院に出資するのは私たちの町でもあって、厚生連でもあって、色々あると思います。私もこの後の質問もありますが、そういった意味でやはり、会議は先々で町民に教えていくのが必要ではないかと、私はそう考えております。その点、町長はこの運営委員会が開かれているのか、開かれていないのか、その辺りを答弁してください。

町長 畠山菊夫 スケジュールについては、議員の皆さん方もおわかりだと思っております。病院の運営委員会は、この3月末に行われる予定でございます。予定どおりということでございます。

7番 伊藤秋雄 私には、こういう地図があります。町長は見てますか。このとおりに病院ができると綺麗で大変いいなと見ております。これを見ますと、回復リハビリが44床、それに一般の内科系の人が入るのが55床となっております。この後にも色々質問がでると思いますが、当初平成17年頃の計画でいきますと、医師が12名、ベット数が120、そして手術場があって救急車体制ができて、そういったものでなければ経営が成り立たないという説明を受けております。病院が建つことは大変喜んでおりますが、そういった面で、経営者の会議の中で、そういうのも主張していくのも必要でないかと思っておりますが、その点、町長はどう思いますか。

町長 畠山菊夫 医師の数は12名でなくて11.2名と報告しております。4町村首長会議を開いて

おりますし、より良い病院運営するための施設、機材の投入等についても、積極的に意見を述べております。

7番 伊藤秋雄 私も、この質問する前に湖東病院に行って話を聞いてきました。町長も知っているとおり、前は外来人数が700人～650人おりました。今現在350人くらいという話でした。そして医師は11.2人ということですが、大変医師不足で厳しいという話も聞いてきました。その点についても、やはり4町村での会議の中でも、やはり主張してほしい、やはり町長も2期も務めており、どんどん意見を述べてこの病院を良くしようという気持ちがあってほしいと思い聞いているわけです。その点どうですか。

町長 畠山菊夫 もう十分にそういう意見は述べておりますし、地域住民そして県と、県議会の平山さんもそうなのですが、私たちが一緒になって、こうやって病院がリニューアルオープンできたものと思っております。規模については納得されない部分もあるかと思っておりますが、とにかく医者がいないのが現状でございます。こういうことに関しても、積極的に三者会談で行っておりますし、病院運営会議の中でも提案しております。

7番 伊藤秋雄 次の質問に移ります。  
まもなく建設される湖東病院の改築、費用の負担率、これも以前23年度に開院予定の時に、県が30%、厚生連が50%、4町村が20%の負担という話し合いがあったと思いますが、現在もその負担率は変わらないと思っておりますか。

町長 畠山菊夫 我々町村、4町村は20%です。

7番 伊藤秋雄 では、変わってないということですね。

町長 畠山菊夫 はい、そのとおりです。

7番 伊藤秋雄 それからもう一つ、五城目町と本町との地元負担率、これも変わっておりませんか。

町長 畠山菊夫 10%変わっておりません。

7番 伊藤秋雄 今まで運営してきた中で、湖東病院の赤字補填、私も大変心配しております。今の所厚生連側に色々と話を聞いたら、ここ1、2年で3億くらいはあるでしょうと。それから今まで私たちが聞いておりますが、あの当時から約5億くらいの累積赤字がありました。今回のを足すとだいたい8億から9億近い補填があるのではないかなと思っております。そういう補填をしていくのは、4町村なり、厚生連なり、県も補填していくと思っておりますが、大変町も厳しい財政です。これからは庁舎の耐震もやらなければならない、また浄水場の建物の件も考えなければならない、そういうことを考えると、赤字補填まで我が町村もやるのか、それを心配しております。今まで厚生連が9つの病院がありながら補填をしている病院はない、という話でした。それがなぜ、いま湖東病院を建てるにあたって、この補填をしていかなければならないのか、そして私たちが聞いたところでは、平成30年までは補填をしていかなければならないというお話もあります。そういう点について、町長はどう思っているのか、答弁をよろしくお願いいたします。

町長 畠山菊夫 今までの赤字、つまりこれまでの累積赤字について町村が負担することはありません。そういうことは一切話しておりません。それから、これから26年にオープンします。間違いなく赤字の病院であります。農水省からは病院単独で収支均衡しないと、投資計画が認められないという条件の中で、赤字確実なリニューアルを厚生連に促すことはできません。そういうことも踏まえて、県と私たち4町村が負担しましょう。ですから建ててください。というのが今回の病院計画でございます。これは伊藤議員さんもわかっていると思っております。

7番 伊藤秋雄 いま町長の答弁では、赤字補填は今の所考えていない、ということですか。

町長 畠山菊夫 今までの累積の赤字は、補填することはございません。ですけれども、これからオープンします。間違いなく赤字です。85人の入院患者がなければ黒字に転じることはないだろうと言っています。それまでは赤字が続きます。その補填はしなければいけません。

7番 伊藤秋雄 私の勘違いもあったかと思っておりますが、色々な方の話を聞いていると、平成30年頃ま

では赤字を補填していかなければならないでしょう、という話は聞いておりました。今後またこの問題については、質問していきたいと思えます。

それから、湖東病院が建設改築されるわけですが、現在の町道そして県道との車の流れが変わるということですが、どのように変わるのか答弁をよろしくお願ひいたします。

町長 畠山菊夫 その前に、湖東病院について赤字補填するののかということでお聞きしたので、ちょっと確認したいと思えます。赤字の負担は、リニューアルオープン後に生じるものであって、町村が1/3、県が2/3負担することとしておられます。

次に、県道の県ですが、現在の県道秋田八郎瀧線は、町道旧秋田八郎瀧線に垂直に取付られておられますが、湖東総合病院の改築にあたり、上位道路である県道が湖東薬局まで直線となり、町道が逆に県道に垂直に取付られる形になります。残された道路について有効活用できないか、県に働きかけて行きたいとは思っております。

7番 伊藤秋雄 いま町長の答弁で、きりん薬局のところから県道に向かって行って、湖東薬局の方に垂直に行くということですね。これ、くの字になるような感じになるわけです。今まっすぐに通っている道路は、もう廃止するのかもしれないのかということ、私も大変心配しているところです。やはり朝夕、通勤通学で五城目から来る人もいるし、1分を争いながら来ている人もいます。そういった時、五城目から来た場合は、湖東薬局から回って今度きりん薬局のところへ出て、今の町道へ走るわけです。そうして湖東病院のところに信号機が付くような話も聞いておられます。そういった場合、やはり通勤通学や色々な方の利便性を考えると、その道路を車止めで止めるのか、それとも一方通行にするのか、という点を町当局も考慮してやってもらいたいな、という感じがありますが、町長はどうお考えですか。

町長 畠山菊夫 平成12年に地権者説明会を開催しております。これに伊藤議員さん出席されたかどうか分かりませんが、平成14年の日沿道開通まで湖東病院部分の道路工事を完成させることは無理な状況のため、暫定で現道路取付の形になっている、とされております。

取り残された道路について有効活用できないか、ということなんですけども、これ公安委員会でも終わっておることだと思えます。そして、住民説明会の時も、色々な質問とか異論がなかったと聞いておられます。そういうことを踏まえて、今から有効活用となると非常に難しいのではないかなと思っております。

7番 伊藤秋雄 いま町長の答弁では、12年前に県側と地権者と道路地図を見ながら話をした記憶が私もあります。ただしその時は、道路を止めるだの、そういうこともあまり出ておりませんでした。いま町長言ったとおり、意見も出ていないということで、ただ今から考えると12年前のことでもあり、車の流れ人の考えも違ってきていると思えます。やはり色々な生活をしている町民や、地域の人の生活を考えると、その当時はそういう状態であったよ、といってもいま時代が変わっています。それを考えると、町でも県と接触しながら、もう12年前に決めたんだからこうやりましょう、というのではなく、地域の生活も守る意味でも、前向きに県と対応してほしいものだと感じておられますが、その点は町長は決まったからという意見を持っていますか。

町長 畠山菊夫 いまの道路、町道は、まっすぐにはいきません。左方向に曲がって、要するに湖東病院の入り口の十字路に出ることになります。それから信号から五城目方向に行くことになります。ここをまっすぐに行くとすると、向こうから来る車、あるいはこちらからこちらへ来る車、これ利便性とか云々ではなくて、非常に危険な状態になります。難しいと思えます。信号がここに一箇所あればいいんですけども、出口にも入り口にも信号が必要になると思えます。かえって不便になるのではないかなと思えます。

7番 伊藤秋雄 私の考えですけど、町長は危険性があるということですが、考えようによれば、一日市の方から行く時は県道に向かって行ってもいいけれども、入ってくる時は一方通行もできるわけです。例えばそこでお互いに交差するのでなく、一方通行にしたら事故は少なくなると思えます。そういう風に考えるのも必要でないかなと、完全にそこは止めてしまうんだ、では話にならないと感じておられますがどうでしょうか。

町長 畠山菊夫 五城目の方から来るのを一方通行すれば、一日市に行く方の出口をどうするか、という問題出ます。

7番 伊藤秋雄 私が言ってるのは、五城目の方からまっすぐ来るんです。一日市の方から来るのは県道に向かって来るわけです。そうすれば車の交差があまりないわけです。出口の所は一時停止の標識をやって、そうすればいいかと思っておりますが、そこら辺検討して下さい。

次に、第2問に移ります。教育委員会と学校現場での対応について質問いたします。いま教育現場では色々な問題が浮き彫りになっております。いじめや自殺の問題、運動部での監督・コーチによる体罰の問題、学校給食をめぐる事故やトラブルが相次いでおります。マスコミで大きく問題視され、教育現場での対応が取りざたされております。

県内では、ノロウイルスによる小中学生の集団食中毒や、給食の中に異物が混入したり、給食を食べた生徒がアレルギー症状で死亡したりしています。

そこで、質問1として、学校給食の安全・調理現場での管理体制は万全ですか。教育長の答弁をよろしく願いいたします。

教育長 江島廣

伊藤議員にお答えします。

教育現場のさまざまな問題がマスコミ等で報じられております。教育委員会として、教育現場の現状について把握することは、当たり前のことであり、毎月開催の「園校長会」で現場の状況に対し指示を行うとともに、情報交換をしながら相互の連携を図っておるところです。また、それぞれの学校には教育委員が機会あるごとに訪問し、現場の状況把握に努め、定例会で建設的な意見をいただいているところではあります。

質問1の調理現場での管理体制についてお答えします。

私が教育長を拝命した折、給食調理場の改修を重点の一つとして取り組んでまいりました。給食施設のドライ化を目指すとともに、調理作業工程の合理化や老朽化している備品の交換等、21年度から年次計画で800万ほどの経費をかけて調理場を改修してきております。

食中毒対策として食器等の消毒の徹底や使い捨てビニール手袋の使用など、食材処理時の管理を徹底して行っております。現栄養教諭が新採用で八郎潟に赴任してから5年になりますが、最新の知識を持ち合わせており、よく連携して食育の推進に努めております。特に、他県や他地域で食中毒の発生やノロウイルスの発生が報道された場合には、栄養教諭と調理員が食材の処理方法や調理体制について再確認をおこなっております。今後も調理場の衛生管理の徹底を図ってまいります。

7番 伊藤秋雄

管理体制では万全を期しているような答弁でした。次に移ります。

先月大仙市の中仙地域で、給食職員の嘔吐物からノロウイルスが感染し食べ物に付着し、小中学校で集団食中毒が発生しました。本町の給食職員のノロウイルスについての対応と意識は、どのようにしているのか答弁をお願いします。

教育長 江島廣

質問にお答えします。共同調理場長、小学校長ですけれども、並びに栄養教諭が調理員の健康管理を徹底して実施しております。また、調理員それぞれも町の宝である子どもが食するものを調理している、という責務を背負っていることを自覚しており、食中毒やノロウイルスへの知識、自己管理意識を強くもって励んでおるところです。

年に数名の児童・生徒がノロウイルス症状となるときがありますが、嘔吐した場合の処理の仕方など、養護教諭を中心に教職員全員への研修等も含め、万全の危機管理体制をとっております。他に、調理員の家族にノロウイルスの疑いがある場合には、調理に従事させない措置をとっております。25年度は、検便にノロウイルス検査に要する費用をプラスして計上していただいております。

7番 伊藤秋雄

本町の給食の時の日誌、そういう点検表みたいなものはあるのでしょうか。例えば、施設衛生管理、施設の使っている水、食品に対する責任者の立会、学校給食に従事者の点検チェック、そういうものは毎日記入されておるものか、また点検は誰が点検しておるのか、その点をよろしく願いします。

教育長 江島廣

まず一つは、県の方から示されております、学校給食における衛生管理の徹底、再発防止等で、衛生管理チェックリストというのがございます。そちらでチェックしながら毎日進めておるのが一つであります。あと食材につきましては、小学校長、あるいは中学校長、それぞれの所でご飯を食べて、給食日誌の方に記入したものが、栄養教諭の方に届くような形になっております。普通であれば給食の場合は、子どもたちが食べる30分前に試食をしまして何でもない場合には子どもたちにそれが提供されるという仕組み

みになっております、どこの給食調理場もそうだと思いますけども、それを担うのが管理職となります。

7番 伊藤秋雄 先程も言いましたが、給食に従事している方が、例えば爪が長かったり、また風邪をひいて嘔吐した場合、毎日そういう点検もしているんですか。

教育長 江島廣 先程も申し上げましたように、調理員さんの健康管理については、栄養教諭を始め校長が、場長ですが、毎日のように体調を確認して従事する形になります。

7番 伊藤秋雄 質問3ですが、本町の教職員が、食物アレルギーをもつ児童生徒を把握しているのか、また食物アレルギーをもつ児童生徒に対しての対応について質問いたします。

教育長 江島廣 質問にお答えします。毎年児童・生徒に対してアレルギー調査を実施しております。調査によると、現在小学校ではキウイ・蟹・生卵・魚卵・里芋・長いも・牛乳などに8名、うち6年生2名は現在普通に食べており、5年生2名は自分で食材を仕分けして食べております。1・3・4年生はキウイ・蟹・生卵・魚卵に対してで、給食食材への使用はありません。

中学校では、ナッツ・卵・青魚・蜂蜜などに5名の食物アレルギーがおります。ナッツ・蜂蜜は給食食材への使用はなく、3年生2名は自分の判断で仕分けして食べております。

平成25年度も食物アレルギーには、個々の状況を見極め、きちんと対応するように調理現場と確認しております。

7番 伊藤秋雄 この食物アレルギーには、色々なものがあります。最近でてきているのは、果物も名前がでてきております。そういったこともありますので、いち早く食物アレルギーの児童がどれくらいいるのか把握しながら、やはり健康を維持してもらいたいものだと思っておりますので、よろしくお願いします。

それから、こういう初動対応のマニュアルと申しますか、昨日の教育長の施政方針の中では、万が一の事案が起きた場合は万全を期する、そして初動体制のマニュアル等を示して、園・学校を指導助言して万全を期するというを書いておりますが、町当局の独自のマニュアルというものはあるものでしょうか。

教育長 江島廣 ほとんどは町単独で作っているものではなくて、県からきている色々な初動対応につきましては、参考になるものが非常に大なるものがあります。それをアレンジして各学校に提供し、初動対応に十分対応できるように、事故が起きてからのことですが、起こさないようにすることが一番大事なんですけど、もし、という風な時には、すばやくそれに対応するように努めておるところです。

7番 伊藤秋雄 最後に要望しておきます。色々学校の諸問題がたくさんあります。そういった面では教職員も町当局も大変だと思いますが、子どもたちを育てる意味においても、子ども第1ですので、色々な面で万全を期してもらいたいなと思っております。幸いにして我が町では、そういうことはまだ起きてはおりませんが、起きてからでは遅いと思っておりますので、いつも危機管理を持ちながら、いつてもらいたいものだと思っておりますので、よろしくお願いします。

これで私の質問を終わります。ちょうど時間になりました。ありがとうございました。

議長 三戸留吉 これにて、7番 伊藤秋雄君の一般質問を終わります。  
それではここで、昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

(午前11時58分)

(休憩)

(午後1時30分再開)

議長 三戸留吉 それでは午前中に引き続き再開いたします。  
次に、8番 北嶋賢子君の一般質問を行います。

8番 北嶋賢子 8番 日本共産党の北嶋賢子です。不覚にも風邪をひいてしまいまして、お聞き苦しい所があるかも知れませんが、よろしくお願いします。

始めに、東日本大震災から昨日で2年経ちました。今日の魁新聞の文化欄に、福島県のJR富岡駅の津波の被害を受けた駅の写真が載ってました。海からは1キロもあるのに…。夫にとっては、高校に通うのに毎日乗り降りした駅でした。

昨日、「2年経ったな、元気ですか」と電話を入れていました。震災関連死となった母の遺骨は、まだ会津のお寺に預けたままとなっています。原発事故以来、対策は一向に進んでいません。あの頃のままの夫の故郷…

今回は、4項目の通告をしております。通告の順に従って質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

### 1. 「あったか灯油券」の配布で負担軽減を

ストーブの栓を細くして、いっぱい着込んでいた一人暮らしのお年寄りがいました。三寒四温と言えども、まだまだ春浅く寒い日が続いています。灯油の消費量も増大し、この冬の宅配灯油単価は高騰しています。高齢者や重度障害をもった方など、低所得世帯に「あったか灯油券」の配布で経済的な軽減を。

これが1番でございます。

### 2. 駅前開発構想について

遙か35年、40年も前ですけれど、長男の通っていた三鷹市立中央保育園は1階と2階半分が保育園の4階建てのビルでした。そして2階からは避難用のスロープがあり園庭の隅にはシャワー付きのプールもあり、最高の環境の中で育てていただきました。3階、4階は母子世帯が入居し、2階半分は自治会の集会所と運動のできるホールになっていました。働きながら子育てをしているお母さんたちを見て、ここに買い物のできる店があったら、と思ったものでした。

そして今、八郎潟町では、駅前の開発構想が進行中です。駅のそばだと通勤・通学にも便利ですし、ビルにして上層階を町営マンションにしたら、直売所などの固定客にもなると思います。高速道路のアクセスからの流動人口も立ち寄り、魅力のある施設。

これにはプロジェクトチームがあるので、あれこれ言う必要もないと思いますが、かつて十文字の方からこんな事を言われました。「いまさら道の駅を作っても、北に南に道の駅があるのに、人が来るもんだべが」このように言われました。でも今、十文字の直売所は、最高の売上げをあげています。言うなれば、やり方次第だと思います。

### 3. 農業・漁業の振興について

TPPによる大きなダメージが目前に迫っているわけですが、今の町の農業の大きな利点は、放射能の心配のない農産物を作れることだと思います。何よりも子どもたちに安心安全な野菜の供給ができること。

「学校給食の野菜を作っています」と今年の年賀状に書いて出しました。早速、その野菜を分けて下さい、と反応がありました。原発の事故以来、放射能が心配で、田園調布のお母さんたちが九州から野菜を取り寄せていると聞きました。田園調布とは、日本でも大金持ちの住んでいる所でございます。

安全・安心な野菜を、直売所から定期的に直送することができれば、と思ってもいます。その為にも、冬期間のハウスによる野菜の栽培も必要になってきます。家でも2棟のハウスで野菜栽培していますが、1年を通して野菜の出荷をするためには、何としても冬にビニールをかけての野菜の栽培が必要になってくると思います。

そして漁業については、県が試験的に八郎湖の一部に海水を入れて、しじみ貝の放流を考えています。長年、研究を重ねてきた県立大学の先生たちの成果だと思います。いつか八郎湖産のしじみ貝を振る舞える日も夢ではないと思います。十三湖のように、しじみラーメンののぼりが、直売所へと導いてくれると思います。漁業のみならず、観光の面にも役立つと思います。

### 4. 湖東病院の救急受け入れ体制について

湖東病院の26年リニューアルオープンを心待ちにしている一人でもあります。私共のアンケートの中で、1位から5位までが医療等の問題要望でした。湖東病院の救急受入体制の確立が断トツでした。中には「組合病院に断られた、湖東病院に救急があれば死ななくても良かったのに」という内容のアンケートもありました。

1月22日は、選挙の初日ですけれども、家でも大学病院まで救急車のお世話になりました。組合病院に断られ、そして中通病院もダメでした。湖東病院に救急があればと、つくづく身にしみました。救急車を呼ぶと大ごとになってしまいます。例えば、湖東病院に個人で連れていったあとに、大きな病院への移送も考えられるのではないかと思います。今の湖東病院でも考えられるのではないかと思います。一時手当のための受入が、今の湖東病院に可能かどうか検討していただきたいと思います。

以上、4項目となりました。よろしく願いいたします。

町長 畠山菊夫 北嶋議員のご質問にお答えします。

「あつたか灯油」であります。いわゆる本町で19年度に実施した「福祉灯油」のことと理解しております。当時の配達販売の灯油価格は現状と同じ程度の1リッター100円前後と記憶しております。ただ当時は、前年に比較して20円ほど急激な価格の高騰となっております。また、秋田県でも1世帯5,000円助成に対し2分の1助成する制度を、19年度限りの事業として実施しており、本町もその事業を活用して、低所得世帯等に1世帯5,000円を助成しております。

現在の秋田県の配達販売灯油価格は、直近でリッター103円ほどとなっており、昨年12月の約96円に比較して7円ほど上昇しております。確かに、価格は上昇し、寒さも長引いており、低所得世帯のみならず、一般家庭においても厳しい冬であったと感じております。

しかしながら、低所得世帯等については、一般家庭に比べ、医療費や介護給付費の限度額の軽減、町税や介護保険料の軽減、総合健診の受診料無料など、各分野にわたり優遇制度がなされていることから、今回の灯油価格の上昇による「福祉灯油」の支給については、今のところ考えておりません。

次に、駅前開発構想についてのご質問ですが、1月10日の議会全員協議会で秋田県町村未来づくり協働プログラムの、町プロジェクト構想案の概要についてご説明をいたしました。プロジェクト構想案に、町民の意見を反映させるため、関係する団体の代表者等34名を委嘱し、2月20日、プログラム素案策定検討会を開催しております。会議には、32名の出席があり、様々な意見が出され、この事業に対する委員の皆様の熱意が感じられる会議となりました。

今後、各分野の部会を開催し、意見を集約し、プログラムの素案に反映したいと考えております。北嶋議員のビルにして上層階を町営マンションにとのことですが、現在構想案にある建物は、図書館をメインとした多目的施設、イベント広場、直売施設となっております。また多目的施設については、秋田県産の木材を利用した木造の施設を検討しております。

未来づくりの事業とは別に、駅前にビルの建設となれば、建設費も高価になり、完成後の維持管理も大変だと思いますので、困難だということをご理解くださるようお願いいたします。

なお、多目的施設には、子育て支援・サークル活動など町民が気軽に利用できる憩いの場を確保したいと考えております。

次に、農業、漁業振興についてであります。まず農業振興についてですが、北嶋議員のご質問のとおり、放射能の心配のない安全安心な農産物を出荷販売することは非常に大事なことと思います。

高岡フラワー&ベジタブルの皆様には、年間を通して学校給食に野菜を提供していただいていることに感謝いたします。今後も、より多くの安全安心な野菜を学校給食に提供いただきたいと思います。

野菜等の販売では、大道ガレージ、農協婦人部、農協の直売所など定期的・常設の販売所がありますが、生産者の顔が見える直売所は、消費者にとっても大事だと思いますので、農家の所得向上に結びつけていくためにも、県・農協等関係機関と連携しながら、畑作物の生産拡大に努めて参りたいと考えております。

次に、漁業におけるシジミ貝についてですが、昭和62年の防潮水門の工事の際、台風により八郎湖に海水が流入し、それまで100トン以下だった漁獲量が、平成2年には1万トン以上と激増し、一躍10億円を超える産業となったときがありました。

しかし、その後、湖水が再び淡水化したことから平成9年には7トンに減少し、現在は1トンに満たない900キロの漁獲量となっております。

このような現状から、漁業振興としてのシジミ漁については、今後も、非常に厳しいと思っております。

次に、湖東病院の救急受け入れ体制についてのご質問ですが、医師不足から平成22年3月以来、湖東総合病院の救急告示は取り下げとなっておりますが、まずは平成26年5月のリニューアルオープンを確実なものとするのが最優先だと考えます。その段階でも、医師の常時診療等が条件となる救急医療体制が復活するものではありませんから、医師確保の状況に応じて可能な範囲で、一定の救急機能を回復させるという柔軟な考えが現実的と考えます。

以上であります。

8番 北嶋賢子 ご答弁ありがとうございます。1番ですけれども、例えば県の方でこの「あったか灯油」を実施するとしても、町では実施には踏み切らないでしょうか。この確認と、それから直売所は、今ちょうど端境期になっていて、実際に売れる物が無いんです。そしてお客さんがいないと運営もしていけないし、ハウレンソウ10束持って行っても、5束残るような状態では、とてもやっていけない状態なので、例えばビルにして3階4階くらいに固定客を入れたら、その人たちが寄って買ってくれるのではないかなと思って、そのアイデアもあるんじゃないかなと思って質問をしました。

しじみ貝なんですけども、これは県の方で判断したので、大学の先生たちが今まで研究を重ねて判断したので、県の方の政策に期待をしたいと思います。

1番の「あったか灯油」の件ですが、もし県の方でやるとしても、実施はしないのかなどうか、一つだけお尋ねします。

町長 畠山菊夫 低所得者にとっては、先程の答弁でも述べましたとおり、色々な優遇税制がございます。そしてまた、低所得者といっても分離世帯している方々もいますので、税の公平さからいっても難しいと私は考えております。

8番 北嶋賢子 町長の考え方が、そのような考え方だということで、納得しました。例えば、県の方で住宅リフォームやってるんだけど、私たちの町ではできなかった、あったか灯油、もし県の方でやるとしても、こちらの町ではやらないということをお納得しまして終わりにします。ありがとうございます。

議長 三戸留吉 これにて、8番 北嶋賢子君の一般質問を終わります。  
次に、11番 近藤美喜雄君の一般質問を行います。

11番 近藤美喜雄 大変ご苦勞様でございます。改選後、初めての一般質問ということで、よろしくお願いいたします。

4年毎に私共の議員の選挙、当然あるわけでございますけども、この機会に広く町民の考え方をうかがう、ということからすれば大変良い機会になるわけでございます、感謝いたしております。

先程来、選挙を通して住民要望についての質問がございました。私もその中から何点か質問させていただきます。要望の中には、当然日常的な比較的軽易なもの、或いは又、非常に難解なものなど、色々な要望が出てくるわけございまして、質問の内容につきましても各般にわたるものでございます。色んな意見がございまして、ただ、今ここで取り上げるのは、いわゆる生活環境の問題、すなわち地域のインフラの整備について、町の考え方をもう一度お伺いしたいと思っております。

具体的に私が相談されたものをまとめてみますと、一例を挙げて真坂地区だけでも、道水路などの要望箇所は意外に多いわけでありまして、改めて全町の要望を聞き取りすれば、かなりの件数が出てくるのではないかなと、私なりに考えているところでございます。そこで、最初の質問をさせていただいて、それから進行させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

町内などから要望されている、未解決の道水路等補改修件数はどれくらいあるか、ということで最初の質問をさせていただきます。

町長 畠山菊夫 近藤議員のご質問にお答えします。

例年、町内会長会議等で、地域の課題、要望等が出され軽微なものについては、町単で補修・修繕を当該年度で実施しております。事業費が大きく予想されるものについては、年次計画で補助事業対応ができるかどうか調査実施しております。

一つ目の質問でありますけれども、町内などから要望され未解決の道水路等補修件数は、道路拡幅等を含め5件であります。

1 1 番 近藤美喜雄 それでは次の質問でありますけれども、ただいま町長が答弁されたようなことでございまして、特に困難な事業等については、補助事業の導入などもらみ合わせながら年次計画で対応しているということで、当然だろうなと思っております。ただ前に話をうかがうことがありましたけれども、改めて書いたものででてるのかわからないけれども、中にはこのあとやってくれるかどうかわからない、という風な声が聞かれるわけでございまして、このことについては質問の用紙には書いてございません。現場の動きというのは、当然そういうようなことがあるだろうと思っております。こういうようなものが、いわゆる懸案事項として残っているものがあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

町長 畠山菊夫 先程言いました5件の中ででしょうか。

1 1 番 近藤美喜雄 全般的に、もしあれば。なければ結構です。

町長 畠山菊夫 今の5件の中では、非常に難航している所はございます。年次計画でやろうとしても、なかなか用地取得などが上手くいかなくて、できないでいるところもございます。

1 1 番 近藤美喜雄 地域の生活インフラの関係については、非常に生活と密着したものが重い訳でございまして、できるならば早急な対策が求められますけれども、特に施工済みの場合であっても、長い年月の間には老朽化してきて機能が落ちていたり、色んなことが上手くいってないというようなことも出てくるわけでございまして、そういう風なこともありますし、或いは又、県に対して働きかけをするものなども出てくるだろう、こういう風なことも、当然、場所・物件等によっては考えられます。こういう風なことで、改めて全町からの生活基盤の不具合などについての要望を聞き取るということは、予算の関係もあるかもしれませんが、住みよい町づくりを目指す本町としては、避けて通るべきではないと考えているところであります。

そこで引き続きまた、質問させていただきましても、全町的生活基盤の不具合などについて、改めて要望事項等を取り、調査すべきではないかと思っておりますけれども、先程のご答弁の中で、町内会長さん等からの聞き取りもあるということですが、そこいら辺について、もう一度確認させていただきたいと思っております。

町長 畠山菊夫 前の質問で言い忘れたことでありますけれども、現在、年次計画で対応している路線は下川崎線、32区の側溝改良、石川線の側溝改良などです。また、完了した道路は、拡幅した路線、八郎潟線であります。

今のご質問ですけれども、全町の要望の聞き取りは、答弁でも言いましたけれども、町内会長会議等でくみ上げております。新たな聞き取りは、非常に困難だと思います。

1 1 番 近藤美喜雄 私の質問のこの関係につきましては、概要は以上であります。ただ今の状況では改めて要望を取らないようですが、住民からの要望に対しては真摯に対応していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは次の質問に入ります。

町指定有形文化財に支援の手を、というようなことでございまして、実は無形文化財の関係については、皆さんご承知のとおり色々検討されたり色んなことがあるわけでございまして、比較的議論になってないのは、この有形文化財の関係だろうと思っております。今日はこの関係についての質問を特にさせていただきたいと思っております。

本町には、国・県指定の文化財建造物はないと思っておりますけれども、町の指定を受けている建造物は何件かあるようでございます。国や県の文化財と比較すると、規模や価値観を比較することは適当ではありませんが、地域社会の営みの中では、無くてはならない歴史的建造物であることに変わりはありません。昔はこれらの維持補修のために、集落が所有する木材を売却し対応することができたと言われております。それだけ木材の存在が大きな役割を果たしてきたものでしたが、今は木材価格の低迷からその仕組みが壊れてしまいました。従って、どこでもこれらの建造物を補修するための財源に困っているのが現状です。ご承知のとおり工事費も通常の建物と比較し割高となる場合があります。

国・県指定有形文化財も、市町村が指定する場合も、維持補修を所有者が負担することが原則的に義務付けられておるようですが、ただ所有者が負担できない場合に備えて、支援の仕組みを作っているようです。本町の場合も、文化財保護条例によって文

化財を大切に継承することとされ、必要に応じて町が補助し、あるいは助成することが定められています。地域社会の中で歴史を伝え、心のふるさと、心の拠り所として神社等の存在は大きいと思います。そこで本町においても、町指定有形文化財を維持し、かつ建設場所の保全などにも配慮しながら支援することが「伝統・文化」を大事にする町としてあるべき姿だと思っております。ご理解ある具体的対応を期待したいと思っております。

それでは、具体的な質問ですけれども、最初に、町指定有形文化財は、どこにどれだけあるのか、最初にお伺いしたいと思います。

教育長 江島廣

近藤議員さんにお答えします。

町が指定する文化財には「建造物、絵画、彫刻、考古資料などの有形文化財」「歴史上または芸術上価値の高い無形文化財」「風俗慣習に用いられた衣服・器などの民俗資料」「史跡、名勝、天然記念物などの記念物」となっており文化財の指定については、文化財審議委員会の答申を経て、教育委員会が指定するものです。指定を受けた文化財の所有者は、その保存に努めなければならないとしております。

ご質問の町指定文化財等はどこにどれだけあるのかについてお答えします。

現在町指定の有形文化財の所在地は5箇所、小池板碑群は平成7年11月1日に指定、板碑については、八郎潟町全域で37基を平成16年6月1日に指定しており、いずれも考古資料の指定となっております。夜叉袋諏訪神社の御輿は工芸品として、真坂の八幡神社及び夜叉袋諏訪神社は建造物として、いずれも平成16年6月1日に指定されております。

- 11番 近藤美喜雄 いま有形文化財の関係について、全般的なお答えをいただきました。特に建造物の関係につきましてお伺いをしたいと思っております。その中で、他の方の関係については良く把握しておりませんが、例えば真坂の八幡神社、これらは幾度となく補修をしているように思いますけれども、こういう風な状況というのは、いわゆる教育委員会あるいは審議会を経た教育委員会としての指定をされている関係上、そういう風な関係については把握されているのか、あるいはまた定期的な見回り等があるものかどうか、この点についてお伺いします。

教育長 江島廣

質問にお答えします。教育委員会として、定期的な見回りは実施しておりませんが、22年6月と24年6月に、教育委員と担当で町指定文化財の状況を確認しております。町指定文化財の所有者が現状を大きく変更使用するとき、またその保存に影響を及ぼす場合には、教育委員会の許可を得なければならないこととなっており、許可なく変更した場合には、指定の取り消し等が行われることがあります。

ご心配される維持管理についてですが、条例によると「管理及び修理等について必要のある場合は、町指定文化財の所有者に対して予算の範囲内で補助金の交付その他適当な助成を行うことができる」となっており、今後所有者が指定文化財保存のために、管理及び修理等について必要のある場合においては、十分に協議してまいりたいと考えております。

- 11番 近藤美喜雄 いま教育長さんのお答えをいただきましたが、私どもが懸念するのは、状況の把握はしたことがある、ということなんですが、特に所有者といいますか、管理者といいますか、これがどこまで、いま教育長さんがおっしゃったような感じで管理をしているのか、自分たちでできるものは自分たちでやればよいよ、というようなことでやっているのかわからないけれども、それは私も確認したことはございませんけれども、ただどうも話を伺っていると、お金があれば補修したらよくないか、というような話になってるようなので、いわゆる町の方から出向いてどうだ、という事が無い状況だとすれば、やはりそれぞれがそれぞれに解釈してやっている可能性が非常に強いので、指定する文化財、このあとうまくやっていくためには、やはり連絡等もとりながら、やっていく必要があるのではないかな、と思っております。特にいま教育長さん触れましたけども、町の保護条例では、補修の関係もあるけれども、維持管理の関係もあるよ、という風なことになってまして、先程言いましたように非常にそれぞれの地域では、そんなにお金がない状況なんで、そういう面からすると、それなりの支援があってもいいのではないかなと思っております。ただ補修の時だけという考え方で通るのか、私そこまでは断言できませんけれども、適当な維持管理費が出てもいいのではないかなと思ったりもしますが、この点はいかがでしょう。何か事ある場合、と考えているものなのか、あるいはまた、維持管理を含めると毎年みたいに定期的にという感じで支援を考えているものなのかど

うか、そこら辺もう一度確認したいと思います。

教育長 江島廣 文化財につきましては、基本的には所有者が維持管理、補修というかたちになっておりますけど、条例によりまして、その時にはご相談に応じて、町の出せる範囲内といたしますか、例えば具体的な例を挙げますと、100万円かかる、自分たちは50万出すので、残りの50万を町の方でどうにかならないか、そういう形のご相談だと思うんですよ、それにつきまして相談があった時に、我々は協議しながらお答えしていく、という風な形を取るのがスジではないかなと考えております。

11番 近藤美喜雄 くどくなりますけども、いま教育長さんがお答えしたのは、いわゆる補修関係を念頭においたものでないかなと、私お聞きしましたけども、それと合わせて普段の維持管理、この点についてはどんな具合に考えておるのか。

教育長 江島廣 管理につきましても、私たち教育委員会として、時々ですけど定期的にとはいかないんですが、実際に行ってどういう状況なのか、町にもこういう良いものがあったのか、教育委員が任期を終えて代わる度に確認しております。今回、文化財審議委員会さんの方に特別な委員会を開いて取り掛かろうとしているのは、神社ではなくて板碑についてこのあとどういう風にしていくか、かなり風化状態になってきていますので。これは所有者がはっきりしないんです。ですので私どもが手をかけていかないとよくないだろうということで、そちらの方に取りかかりつつあるところであります。

いまある現存のものにつきましては、維持管理を我々がしっかり見て、直すところは直す、という形にはいかないと思うんですね、建物を勝手に作り直せないんです、文化財の場合。例えば周りのものが古くなって具合が悪い、それを簡単に大工さんが入って適当な形に直していくと、文化財の価値が失われていくという可能性もございますので、そこ辺りのところどうやっていくかというのは、これからの課題、懸案事項になるかと思えます。

11番 近藤美喜雄 だいたいそういう風な状況、把握できますけれども、ただ町の文化財保護条例第9条に具体的にこう書かれているわけです。維持管理及び補修費等について必要がある場合は応援するよ、というようなことが書かれているわけです。補修だけでなく維持管理の費用も応援していいよ、というようなことを書いてあるので、その点を念押ししたわけです。その点もう一度。

教育長 江島廣 私どもは条例にあるような形に従って取り組んで行くことになると思いますので、その件につきましても、所有者の方から色々なお話しがある場合に、対応していきたいなと考えております。そのまますぐ出すとかではなくて、色々相談に応じて協議しながらどういう方向がいいのか、進めていきたいと考えております。

11番 近藤美喜雄 わかりました。具体的にそういう風な事例を踏まえて、またご相談する場合も出てくるかも知れませんが、よろしく願いいたします。

それから次、3つ目の問題に移りたいと思います。

昨年末から今年にかけて、雪が多く降ったわけでありまして、特に高齢世帯などでは、自助努力だけでは明らかに限界があった、という事例がありました。車を出せなくなると生活に困窮をきたすということになるわけでありまして、中には車と関係ない人もいるわけですが、ただ車と関係のある人であっても家の前の雪をやれないもんだから車を出せない、という事例も出てくるわけでありまして、私がいま提唱したいのは、地域住民同士の助け合い、行政により公助に頼らない普段の対策が必要なのではないかと。いわゆる家の前ですから公道ではありませんので、これは自分でやるのは当然であります、しかし、できない人についてはお互いに助け合うようなシステムを作ったらどうか、ということでありまして、そこで提案ですけれども、最近各町内では個人所有のトラクター、あるいは小型除雪機などが、かなり見受けられるようになりました。これらを分担し、あらかじめ利用者を登録してもらって、一定量以上の積雪があった場合、地域で助け合う仕組みを町が指導して設けてはどうか。というような提案でございます。

町からは、実績を踏まえて町内会等に対して応分の支援をする、あるいはまた出動した人には町内会から応分の謝礼をする仕組み、こういう風な仕組みがいいよ、という声がありまして提唱しました。考えてみれば、なるほど町内会で町内会の中は管理できる仕組みにもなる、というようなことでありまして、誰それがどこを分担するというようなこともあり得るのではないかな、ということからすると非常に上手くいく可能性があ

るわけでございまして、1月に町民から提案されたケースでございまして。

冬期間の安全安心、助け合いの町づくりに是非この制度をつくっていただきたいと思っております。この点について一つの具体例を紹介いたしますと、北秋田市の高齢家庭に対する除雪補助金が今まであったそうで、65歳以上の高齢家庭に対して、各家庭に補助金を出している、4万円限度内で補助金を出していたのが、色々問題あったり予算が大きくなったりして、この間、市長さんがこれをどうにかしたい、ということで議会の一般質問で答えてた事例がございました。これはやはり、今すぐはできないけども、いま紹介したような地域の町内会と連携した仕組みを作りたい、というようなことを言っておりました。

それからもう一つ、県議会の中で知事が特に高齢世帯の除排雪対策、これを特別取り上げてございまして、知事の今度の公約の中にも入れておるようございまして、こういうことからすると、やはり弱者対策といえますか、こういうことが非常に大事になってくるんだな、と思っております。

具体的な質問に入りますけれども、高齢者、婦女子家庭などの冬期間の生活状況を、どの程度町として把握しているものかどうか、この点をお伺いしたいと思います。

町長 畠山菊夫 提案されている地域で助け合う仕組み作りであります。現在でも、隣近所で助け合っている地域がありますし、町内独自で助け合う仕組みを作っている町内もあります。ただ、地区によっては、トラクターや小型除雪機の持たない町内も多くありますし、高齢化が進み隣近所で支援できない地域もあることから、公助に頼らざるを得ない世帯も少なくないと考えております。

現在、町内のひとり暮らし高齢者等の除雪支援については、所得の低い世帯に対しては町の社会福祉協議会が見回りをして、必要な場合は家周りを除排雪しております。また、比較的所得のある世帯については、シルバー人材センターを紹介しております。

社会福祉協議会が、23年度に実施した除排雪の実績は、10世帯で25回、24年度はこれまで15世帯で34回となっております。シルバー人材センターが23年度に実施した除排雪の実績は、56世帯で635回、24年度はこれまで65世帯で627回となっております。これらの実態を踏まえ、町では25年度の冬期に向けて、ひとり暮らし高齢者等の低所得世帯に対する、屋根の雪下ろしも含めた除排雪支援について、検討したいと考えております。

また、高齢者や婦女子家庭などの冬期間の生活状況については、詳しくは把握しておりませんが、かなり高齢の方でも機材を使うなど、自立している方もおりますし、婦女子家庭でも、家族が協力してきれいに除雪している世帯もあります。逆に、若い方がいらっしゃるのに、シルバー人材センターにお願いしている世帯もあります。

11番 近藤美喜雄 只今の冬期間の地域の助け合いの関係については、以上でありまして、町の方でも更に検討していきたいという風な答弁でございましたので、よろしくお伺いしたいと思います。

ただ、ついでにですが、色々調べていきますと、私どももよく把握しておりませんが、国の豪雪地帯措置法がございまして、本県含んだ東北の一部が豪雪地帯に指定されている山間部については、特にそれ以上の枠を当てはめられているわけでありまして、この指定を受けて何か町の関係メリットあるのか、我々把握しておりませんので、もしありましたらよろしくお伺いしたいと思います。

町長 畠山菊夫 豪雪地帯においては、降積雪による特別の増加支出が余儀なくされているため、財政、税制等に関して適切な措置をとる必要があることから、地方交付税、地方債等の地方財政及び固定資産税等の税制について優遇措置がとられております。

11番 近藤美喜雄 只今の関係でピンとこないところもありますけれども、ただ措置法の概要の中に雪害の防除その他、産業等の基礎条件の改善に関する、豪雪地帯の事業を実施するということがありますので、何か具体的な関係が出てくるのかなと思ったりもしましたけども、これは私の方もこれから色々調べてみたいと思います。よろしくお伺いしたいと思います。

それから、最後になりますけれども、国際交流の積極推進を町の活性化方策に、ということで、県内でも外国人との交流、共生を目指す催しが頻りに報道されるようになっております。勿論、子どもを英語に親しませるための、文科省や県教委の支援事業は盛んに行われています。本町においても、その動きが見られるのは当然でありますけれども、中でも一般の人の交流活動が目立つようになってきました。具体的な事例としては、国

際教養大学いわゆる留学生を介在して地域住民との交流は、23年度県内各地で年間257回もあったと記録されております。秋大でも留学生の受入200人を突破しております。県立大でも留学生を介して地域活動が盛んに行われております。

それからまた、市民団体でも国際交流フェスティバル、異文化体験カーニバル、大学の公開講座の開催、観光振興に外国人の意見を聞く懇談会、母子との交流会、中でも特に多いのは各国の料理実習を通じた国際交流が、盛んに行われています。「八郎潟日本語支援サークルの寿司を握る」もそのような活動の一環ではないかと考えております。

私は18年3月定例会で、英語活動支援事業の一環として、商店街活性化策を絡め、商店街に「寺子屋」の開設、21年3月定例会で、町でできるあらゆる手法を用いて交流人口、流動人口、滞在人口拡大のための「町民委員会」の立ち上げを提案しております。学問的見地から質問しているわけではありませんで、いわゆる行政のスタンスを町長に問いたいということなので、敢えて教育長さんからの答弁ではなくて、町長からの答弁をいただきたいと思っておりますが、本質的には国内外から人を集める企画と工夫をしながら、町の活性化、商店街の活性化を目指すための提案をしているものであります。そのための予算も専門に取り組む職員も必要となるのは当然であります。場合によっては、工場誘致にかける自治体の構えと似ているかも知れません。工場誘致をする場合も、やはり同じような考え方で取り組みざるをえないと思っております。

そのような考え方を、やはりこの場合も、町の中心になって動くところでそういう風な考え方を持たないと具体的な動きは出て来ない、こう思っているところです。当然、良き指導者の発掘とリーダーの養成に努力しながら、是非このような町づくりに努めていただきたいと考えております。

当然このような色々な動きが出てきますと、雇用の関係、あるいは地場産物の消費拡大の関係、それから宿泊客の増加なども見込まれてきます。「努力すれば報われる」「何も仕掛けなければ何も変わらない」極端なことを書いてますけれども、いずれ教育、文化、スポーツを総動員しながら積極的に入り込み、人口の増大に努力していただきたいと思っております。

これも参考までに、最近の新聞で紹介されてましたけども、県議会で大型の文化施設、多目的施設が造られる話が出ておまして、これを知事がテレビで紹介しておりましたけども、いわゆる秋田には交流人口の増大を図って行く必要がある、これをやらないと上手くいかない、ということ盛んに言っておりましたけれども、そういう風なことも似てくるものがあるかなと思ってるところです。

こういうようなことで、町長はこのような視点にたった町の活性化、商店街の活性化策をどのように感じているものなのか。これはもしかしたら駅前振興計画とも絡みが出てくる可能性も、あるわけございまして、現在の町長の考え方を一つお伺いしたいと思っております。

町長 畠山菊夫

近藤議員さんの言われるとおり、県内でも多文化共生に向けて外国人との交流活動が盛んに行われております。町でも国際交流関係事業として、町内在住で英語を母国語とする方を英語指導助手として、幼・小・中へ派遣している外国語英語指導助手配置事業、小学校における外国語活動のサポートをする、外国語活動サポート事業を実施しております。

また、町内の方が平成18年に設立した「八郎潟日本語支援サークル おむすび」は、町内外に在住する外国人の日本語習得を手助けするための教室として、現在も活動을続けております。なお、平成25年度では、このサークル活動を支援するため、財団法人自治総合センターで助成している地域国際化推進助成事業の申請をしているところであります。

国際交流事業は大きく分けると、姉妹都市を含む外国の都市との交流、自治体内に居住している外国人との交流、この二つになると思います。いずれも、短期的な集客や経済効果を問われると説明に困る場合もあると思います。また、予算編成という点でも、納税者に納得してもらえるかどうかという点もあるかと思えます。交流という事業目的と成果・結果の説明が求められるというのが現状だと思います。

近藤議員の国内外から人を集める企画をし、町の活性化・商店街の活性化に結びつけてはどうかとの提案ですが、現段階では、消極的と言われるかも知れませんが、職員数も少なく、専門性を有した職員もおりませんので、受け皿も難しい状態であり、町内で活動している団体を支援しながら、国際交流を推進していくために必要な人材の育成・確保に努めたいと思えます。

また、現在策定中の未来づくり協働プログラム素案では、駅周辺に図書館をメインとした多目的施設を計画しており、その中で、外国人と地域住民とが交流しあえる場を提

供していければと考えております。

- 1 1 番 近藤美喜雄 質問は終了したいと思いますが、ただ念を押しておきたいと思うのは、町の中で、という考え方は物にならないわけでありまして、いわゆる、いかに広域的な取り組みができるか、招致できるか、ということの視点に立たないとあまり効果は期待できないと思う訳で、そういう観点から、じゃあどうすればいいのかということが、問われるわけでありまして、今ここで答えを求めたいとは思っておりません。もう一度次回に、この関連の質問をさせていただきたいと思っております。具体定な提案をしてみたいと思いません。よろしく願いいたします。以上です。

議長 三戸留吉 これにて1 1 番 近藤美喜雄君の一般質問を終わります。  
次に、3 番 金一義君の一般質問を行います。

- 3 番 金一義 お疲れのところ、ご苦労様でございます。最後の質問者となりましたので、よろしく願います。

急速に進む少子化の中で、今後我が国は日本型の福祉国家を構築しなければなりません。そのためには地域のコミュニティーの力を活かしながら、全国画一ではなく、きめの細かいサービスを提供する知恵が求められます。人口減少と経済衰退が進むいま、減り続けるパイの奪い合いのための地域間競争が始まっております。

今回、25年度の本町の予算が示されました。町民に安心と発展を、また子どもが育む、若者が定住する条件と、町を元気にするこの基本が問われます。

以上の事柄を念頭に置きながら、次の質問に入らせていただきます。

1. 八郎潟町社会福祉協議会について

これは、評議員の方とか理事の方々が、税理士さんも入ってきちんとされておりますけれども、一般の町民の方々が非常に知らない部分がありますので、そこら辺を代表して質問させていただきます。

運営活動費も、町からの補助金と住民の寄付金で賄われており、活動内容も地域の人々が住み慣れた町で安心して生活することのできる福祉の町づくりの実現を目指し、我々町民が住んでいる最も身近な地域で活動しているのが、社会福祉協議会となっております。

高齢者や障害者の在宅生活を支援するために、介護訪問や配食サービスをはじめ、様々な福祉サービスを行っている他、多様なニーズに答えており、町からの委託事業にも取り組んでおることも承知しております。ただ認識不足の点多々あり、質問させていただきますが、町でも協議会に委託している事業もありますが、今年度の予算は、どのような考えの基に計上したかも合わせてご説明して下さるようお願いいたします。

最初の質問です。介護保険の収入が一番大きな収入源としておりますが、訪問介護事業、訪問入浴介護事業、居宅介護支援事業、通所介護事業などの介護保険の減収が、決算書の中から見ると非常に大きく落ち込んでおりましたけれども、例をあげると、23年度の決算書によると、訪問介護事業が4, 240, 160円の減、訪問入浴介護支援事業が3, 087, 500円の減、居宅介護支援事業が864, 000円の減、通所介護事業が122, 782円の減で、合計だと介護収入の中の8, 314, 442円とあります。これは色々な原因があると思っておりますが、一番大きな原因は、どのようなことが考えられるかお知らせください。

町長 畠山菊夫 金議員のご質問にお答えします。八郎潟町社会福祉協議会についての質問であります。町が答弁できる範囲でお答えしたいと思います。

介護事業であります。平成12年度の介護保険制度導入に伴う、在宅介護から施設介護への移行及び平成18年度の介護予防事業の新設に伴う介護事業の減少、本町含め近隣市町村のショートステイの増設等が主な要因と思われ。特に、23年から2年間で本町だけで65床も増加しているショートステイの増設が、大きな要因と思われ。

社会福祉協議会のケアマネージャーさんも、介護認定を受けた方のケアプランを作成し、その方にあつた介護サービスを提供できるよう、町の包括支援センターと連携しながら、頑張っております。しかしながら、あくまでその方にあつた介護サービスを、町内外の社会資源を活用して提供しており、必ずしも社会福祉協議会の介護サービスが、優先されるということではないことから、社会福祉協議会単体で見ると、なかなか改善されない現状もあると思われ。

- 3 番 金一義 今の町長のご答弁は、だいたいわかりますけれども、そうするとこの介護の登録人数は、

把握しておるものですか。要するに介護保険の前年度対比落ち込みは、どのくらいの人  
数減で、こういう形になっておるか、ということの認識ですけれども。23年度のことで  
すので、町長が会長の時ではないかと思えますけど、そこら辺どうでしょうか。

町長 畠山菊夫 数字に関しては、前もって質問用紙に書いていただければ発表できますけれども、落  
ち込んでいるのは確かだと思います。

3番 金一義 そうすると、この改善に対する施策というのは、町から何かアドバイスは。介護施設  
が増えたというのはわかりました。でもこのままだと介護保険の落ち込みが非常に多く  
て不安だ、ということも24年度の事業計画の中では示されております。町として協議  
会の方にどういう形のアドバイスがあるのかどうか。そこら辺ありましたらよろしくお  
願います。

町長 畠山菊夫 予算執行に関しては、色々町とも相談していることと思っております。それがどんな  
内容かについては、福祉課長から答弁させます。

福祉課長 伊藤則彦 金議員さんの質問にお答えします。町長の答弁にもありましたけども、介護保険サ  
ービスを使う場合は、その人のケアプランを立てるわけです。ケアプランを立てるにあ  
たっては、どこの施設の、あるいは事業所のサービスを受けるかが優先されまして、ケ  
アマネージャーさんが担当するということになります。ただ金議員さんがお話し介護  
保険の減少ですけれども、社会福祉協議会さんの場合は、特に居宅事業、デーサービス、  
訪問入浴サービス、これらの落ち込みが顕著でございます。これはショートステイの入  
所が大きな理由なわけです。これ社会福祉協議会さんだけではなくて、うたせ苑さんの  
デーサービス等も影響を受けてございます。

町の方では、包括支援センターが主となって町の施設、町内施設のケアマネージャ  
さんの会議を2ヶ月に1回開いてございます。その中で情報交換しておりますけれども、  
社会福祉協議会さんが、これからそういうサービス提供の場を多く設けるためには、色  
んなトータルケアをおこしながら、話し合いや確認をしているところであります。

3番 金一義 何でこういう質問したかと言うと、この協議会の方では活動費の一番大きなウエイト  
を占めているのが介護保険だと、24年度の会計予算の中で、55.7%を介護保険が  
入ってくるのをみている、ということで示されております。こういう落ち込みが、年々  
落ち込んでくると、まあ色々な競争があるでしょうけれども、その地域の中で、八郎湯  
町なら八郎湯町の中で色々な施設がたくさん出てきておるでしょうけれども、結局高齢化  
社会の中でも、協議会の立場上のシステムもあって、なかなか深入りできない部分があ  
るかと思えますけれども、この介護保険の収入が55.7%とみておった中で、こうい  
う落ち込みが、年々落ち込んでいくのかどうかわかりませんが、そういう不安感  
というのは協議会の中であるのではないかと、それに対して町当局も介入されておる事  
業ですので、そこら辺の考え方がどうかな、ということで説明を求めたわけございま  
す。もう一度そこら辺、課長さんでもいいですから。

町長 畠山菊夫 いま利用者の家族のことだけをお話しすれば、施設に預ける人たちが多くなっており  
ます。在宅介護から施設に預けるといふ方々が、非常に増えております。そういう面で、  
仕事量も減っていることは確かでありますし、利用者さんも減っております。

いま課長が言われたとおり、ショートステイが建設されたことによって、社協だけで  
なく、栄寿苑福祉会も競合する事業がありますので、この影響はあります。ただ利用者  
の家族からしてみれば、ショートステイは便利なものの一つであります。そういうのも  
影響しているのは確かであります。

議長 三戸留吉 金議員聞いてることは、アドバイスあるか、ということ聞いてるので、そこら  
辺、町としてアドバイスあるか、社協に対して。

福祉課長 伊藤則彦 アドバイスというよりは、いま包括支援センター、いわゆる地域包括ケアを目指し  
ております。これは、社協さんがいこうとしているトータルケアと連携して考えている  
ことでございます。その中で地域福祉協力員を設置しております。これが非常に大きな  
事業でございます。これを一つの核として、社協さんのほうではトータルケアを推し  
進めていこう、という体制づくりに懸命でございます。その中で、地域の福祉サービス  
を必要とされる方、そういう風な方を発掘するための地域協力員、あるいは老人クラブ

の事務局、というようなことで、地域においてそういう風な社協の事業を展開する中で、そういうサービスを拾い上げていく、そういう風なことで一緒にお互い話し合っていくということですが。

3番 金一義 町長が最近口にするのが、福祉の充実、ということをお口にされますので、この問題を取り上げて質問いたしました。

次に入りますけれども、委託事業で地域福祉協力員設置人材育成事業があります。前に一般質問で聞いたことがありますけれども、これは福祉協議会の方に委託しております、23年度予算の中に600万近く計上されております。冊子持っていますけれども、地域から協力員配置されまして、色々な位置づけとか活動とか書いておりますけれども、この事業の取り組みといいますか、福祉協議会を母体としてどういう取り組みをなさっておられるのか、我々には見えない部分があります。今年予算にも500万くらい載ってましたけれども、そこら辺説明願えれば。

町長 畠山菊夫 平成23年4月に設置してから2年になろうとしております。これまで地域福祉に関する視察研修や地域福祉関係者との情報交換の実施、災害時要援護者支援事業や救急医療情報キット配布事業で、地区民生児童委員とともに地域住民を訪問したり、熱中症予防や火災予防のチラシの配布、高齢世帯の除雪支援や見守りなど、各自出来る範囲での活動を通して、徐々に地域に浸透していると実感しております。

3番 金一義 そうすると、これには書いてありますけれども、いまお話されたような形で、いずれこの方々は人件費には入っていないわけですよね。ほとんど無料で奉仕されているというような書き方になってますけれども、そうするとあの金額の使途といいますか、お金は使用されているものかどうか、疑いじゃなくて、その形がちょっと見えない部分がありますので、そこら辺端的に分かりやすく説明願えれば。

町長 畠山菊夫 町からのお金は、職員一人分とその他だと思っておりますけれども、それについての予算だと記憶しております。

福祉課長 伊藤則彦 地域福祉協力員の人材育成事業費は5,531千円計上でございます。このうち4,700千円程が人件費となっております。

3番 金一義 そうすれば2つ目の疑問は解けました。  
次の3つ目に入らせていただきます。23年の決算書によりますと、福祉の場合はお金かかるということは分かります。内訳の63.6%が人件費だとうたっております。事業費というのは5%程度の予算みっておりますけど、この人件費が多いか少ないかは把握できませんけれども、我々一般的な常識だと全体の中の68%の人件費ということはどうなのか、我々一般の常識からすると、掛かり増しなような気がしますが、24年度の計画書の中では、ちょっと減らしましょう、63.何%にしましょうという文言が載っていましたが、そこら辺の考え方はどういう形になっているのでしょうか。

町長 畠山菊夫 県社協や全国社協による指針は、特に示されておられません。どの程度が適正なのかという根拠がないということでした。ただ秋田市と五城目町の社会福祉協議会であれば、70%を超えているということでありました。

3番 金一義 人件費がかかれば良いサービスができるというわけでもないでしょうけれども、そこら辺、介護保険の減収もありますので、考えながらの行動をしていただければ幸いです。

次4つ目の質問に入りますけれども、24年度の3号議案の中に、会長の報酬に関する案件がございました。これをみますと、2条には、会長職にあるものについては、報酬を支給する、報酬は月額7万円とする。これは多いか少ないかは別として、3条には会長は非常勤にします、と載っておりますけれども、これに対する考え方を、町長から一つ。

町長 畠山菊夫 週3日程度、月平均にすれば約14日の出勤、これ以外にも休日の事業、行事、夜間の会議等への出席も少なくないことから決定しております。

3番 金一義 よその人の給料どうのこうのというわけでもありません。ただ、生保の方々でも、月額7万くらいで生活されてる生保の方もおります。それから考えてみますと、この金額

が、会長が今後どなたになるかわかりませんが、そういうことを考えますと、要するに社会福祉協議会というのは、弱者を助けるための一つの協議会だと思わなければなりません。それで住民の方々も寄付なんかもされております。日割ではできなかったものかどうか、そこら辺の考え方も合わせて。

2月20日の朝日新聞にこういうのが載っていました。要するにこれからは、行政委員とかは、月額制を見直して日割にしましょう、という記事でございます。そこら辺一つよろしくをお願いします。

町長 畠山菊夫 私が会長を辞めて新会長を設けましょう、という理由の一つには、協議会の会長は名誉職としてではなく、これから高齢化社会にとっては、どう貢献してどう運営していくか、こういうものが一番大事なことでありまして、私は福祉協議会の会長でありますけれども実態が見れない現状でありました。行ってるわけでありませんから、決済だけなんですよ。そうしたことを改革しようとして、私が町長になった1年後に役員改正の時、次はしっかりした会長を置かなければ、もう社会福祉協議会というのはもっていきませんよ、ということをして理事の方々、評議員の方々に言いました。そしてきちんとした会長を選任して、これを理事会、評議員の議決を得て、予算を作って承認されております。生活保護者がどうのこうのという話よりも、社会福祉協議会を良くするために皆さんに協力して議決していただいた事項だと思っております。

3番 金一義 生活保護者がどうのこうのじゃなくて、そういう言論というのは非常に、

町長 畠山菊夫 金議員さんが生活保護者と

3番 金一義 じゃなくて、要するに生保の方が7万円で暮らしている方もいます、と、そのための話をしてるんであって、そういう言葉が出てくるということは、見てる方、今日見えます、私しゃべってるの、見てる人がいます。そういう言葉を使うべきではない、と思います。

こういうこともまたあります。これは同志社大学の先生ですけど、委員会の報酬は原則日額と定めており、月額にするにはその理由が必要である。いま町長がお話ししたように理由があつて月額にしたんだと思いますけれども、私が個人的に考えても、できれば会長職の方は、日額に、7万円より増えてもいいですから、日額にした方がむしろベターではなかったかな、という感じがします。一般的な論として。これは理事会で決まったことだから翻すことはできないですけども。

町長 畠山菊夫 議決は、評議員です。

3番 金一義 それではもう一度答弁をお願いします。

町長 畠山菊夫 決め方は色々あると思います。私が見ても色々協議会の会長さんの、県内では組長さんがやっておられるのは5市町村、20の自治体は民間からだと思っております。色々調べました。日額で2千円から、月額で32万円の方もおられました。そうした中で、町の非常勤の特別職あります。幼稚園の園長は88万8千円、色々根拠はあると思っておりますけれども、私が見ても先程言ったとおり、週3日程度、月平均14日の出勤、日曜休日も事業があることから、そういう判断で決めております。特別職の考え方、色々ありますけれども、その時はそのように評議員の皆さんからご理解いただいて議決しているのが現状であります。

3番 金一義 この問題はこれで終わらせていただいて、次。

この活動の中で保険収入が減ってくる中で、23年度の段階では職員数が37名ということがここには書いてあります。25年度に入ってどれくらいの人数が把握してありません。この資料だけでやっております。この職員数が適正であるかどうか、色んな分野の配置があると思っております。包括に何名とか、色んなのがあると思っておりますけれども、適正な数字というのは、なかなか、どれが適正かというのはわかりませんでしょうけれども、そこら辺、我が八郎潟町の人口に対する社会協議会の職員数というのは、おおよそどれくらいになってきてると感じておりますか。

町長 畠山菊夫 職員数であります、今現在37名となっております。内訳は、正職員が15名、臨時職員が5名、パート職員が10名、登録ヘルパーが7名となっております。社会福祉

協議会の事業運営を見ますと、法人関係では、共同募金、生活福祉資金貸付、心配ごと相談所、介護予防・トータルケア・除雪支援などの地域福祉総合推進事業、ボランティア活動、老人クラブ連合会事業などのほか、施設管理など多岐にわたり事業展開しております。また、居宅介護支援などの介護事業では、運営基準により職員定数を配置しているとのことですので、職員数は適正と考えております。

3番 金一義 はい、わかりました。  
6つ目の社会協議会の最後の質問ですが、24年度に掲げた重点事業の成果がありましたら、よろしくをお願いします。

町長 畠山菊夫 24年度に掲げた重点事業の成果であります。地域福祉トータルケア推進事業においては、地域福祉協力員及び民生児童委員、老人クラブ会員をとおり、社会福祉協議会の事業がさらに地域住民に周知されるようになったことや、地域福祉協力員の連絡会の創設、介護予防事業の充実などです。

高齢者予防教室では、男性を中心とした食生活改善の支援や口腔ケアなど内容の充実を図っております。まごころ弁当利用やふれあい安心電話の設置台数の増加、法人福祉まつりやボランティア大会への参加者が年々増加しているということでもあります。

3番 金一義 いま、まごころ弁当に触れましたけども、いま何食くらいでしょうか。

町長 畠山菊夫 前もって質問用紙に書いてくだされば調べておきますけども、今は資料ございません。

3番 金一義 先程、除雪のことで触れておりましたけども、ここの重点事業の中でも、除雪というのが載っております。そうするとこれは、前もって福祉協議会の方へお願いする、という形なのか、それとも先程のお話だと、一人暮らしの家庭を見て歩いて、とあるんですけども、そうすると、この福祉協議会としては、職員の方々が見回りしながらボランティアを使って除雪云々をされておるのか、その戸数はどれくらいか把握されてませんか。

町長 畠山菊夫 社会福祉協議会を利用している利用者さん、そういう方々の介護度にもよりますけども、そういう方々の除雪を職員がしております。件数については、前もっておっしゃっていただければご報告できます。

3番 金一義 重点事業でもう一つだけお聞きいたします。重点事業の4つ目に載っておりますけども、福祉による地域活性化の中で、空き店舗などの活用による生き甲斐、仲間作りの場を作り、閉じこもりの防止や社会参加を促進する、とありますけども、これは空き店舗云々と載ってますけども、そこら辺の考え方というのは、どういう形でこういう文言を入れたのか、そこら辺説明してもらいます。

福祉課長 伊藤則彦 事業計画の中で、ということですが、我々24年度の事業計画を持ち合わせておりますけども、恐らく金議員さん23年度の事業計画を見ていらっしゃるのかな、と思いますが、24年度の中には、空き店舗を利用して地域福祉の拠点となる、ということは、いわゆる今全国で展開されている交流サロンの、今「まめだか」やっておりますが、そういうものを住民主体でやれるようなところを確保して、地域の福祉の拠点にしようということだと思います。

3番 金一義 福祉協議会の方は、この辺で質問終わらせていただきますが、どうか一つ町の福祉のためにも、町としても一生懸命ご協力いただければありがたいと思います。

次に、2番として、町の役場庁舎の耐震結果に対する今後の取り組み、ということでご質問させていただきます。

2年前の戦後最悪の災害となった東日本大震災の発生から昨日で2年が過ぎました。未だに地域では復興の足音が遅く、被災者の心労もいかにどのものかと推察いたします。県の被災者受入支援室は、3月1日現在で被災地からの本県への避難者は1,281人と発表されております。我々一昨年の3月11日この庁舎にありましたけども、5弱の揺れでも結構な揺れを感じております。県でも、今後起きるであろう地震の震度の大きさ、防災の在り方を喚起しております。

我が町でも、この度の役場庁舎の耐震結果を踏まえ、いざ非常時の際には町民の避難場所や指揮発動の場所として、この場所は必要不可欠の場所です。このことからしても、役場庁舎の改善に早急に手を打つ必要があると考えますが、どのように考えて

おられますか。

町長 畠山菊夫 1月10日の議会全員協議会でご報告いたしました。役場庁舎の耐震診断調査結果は、各階において必要耐震性能を確保しておらず、新基準に対しての耐震性能が約2分の1から3分の1程度の強度となっているとの診断結果が出ております。

新年度の施政方針でもお話ししましたが、耐震化対応については、庁舎内にプロジェクトチームを立ち上げ、今後の方針について定めることとしております。

3番 金一義 行政報告の中で、プロジェクトチームということを行いましたけども、これはそうすると、どのような構成メンバーということを考えて、専門家も入るのか、そこら辺の考え方を一つお示し願えればと思います。

町長 畠山菊夫 すべてこれからです。

3番 金一義 これは時間を要するものではないと思いますので、早急に取り掛かっていただきたいと思っております。

次に、職員の能力開発について質問させていただきます。

職員の能力を開発するための施策について質問いたします。

従来は、我が国が施策を主導し、結果として全国均一に整備が進められてきました。それはそれとして評価すべきではありますが、今は地方の時代とか魅力ある町づくりといったことが言われております。地域がそれぞれに独自に課題を設定し、それに見合った政策を展開していかなければなりません。つまり自治体の政策能力の問題であります。これからは、地域の政策能力、住民と職員の能力の如何によって地域間の格差が増大すると言われております。

職員は、政策課題は上から与えられるものであり、行政というものは、法律・規則・通達に従い能率良く執行するものであると認識しているものと思っております。こうした認識では視野も視界も感性も広がらず、言葉と知識が豊富になるだけだと言われております。本町の職員を責めるつもりではありませんけども、これが従来の一般的な公務員像であり、人は自らを育てるものであって、他者に育てられるものでない、と言われてます。そのためにも、自らの能力を開発しようとする職員に対して、何らかの援助をしていかないと、と考えますが、町としてはどのような考え方でありましようか。

町長 畠山菊夫 本町では、全職員を対象に、平成20年度から平成24年度までの5カ年計画で、県が主催し、秋田県自治研修所で実施している「能力開発研修」に職員53名が参加し、受講しております。この研修は、地方自治を取り巻く環境が大きく変わる中で、各自治体には自己決定・自己責任の下、様々な課題に迅速・的確に対応することがこれまで以上に求められていることと、厳しい財政事情の下で、行革を進めながら住民サービスを維持・向上させることにより、地域の発展を図る趣旨で実施されている研修であります。

研修内容は、県職員と市町村職員の合同による政策形成、実務能力及びコミュニケーションの3つのスキル向上を図る研修となっております。平成25年度も当初予算に研修費を計上しております。また、町独自の研修として、接遇マナー、電話の応対等について講師を招き、研修を実施しております。

今後も、職員には研修等の自己研鑽の機会を与え、職員の意識の向上、能力の向上を図っていききたいと考えております。

3番 金一義 研修に職員を出されてるということ、非常に職員の方々も励みになると思っております。色んな面で職員を指導しながら、我が町の発展のために努力するような職員を形成してもらおうことをお願いします。

次に、これは今回の町長の施策の中で発表されておりましたことですが、浦大町の道路の防雪柵のことですけども、3日の日我が町でも、あそこで3台動けなくなってトラクター持ってきてやろうとしたんですけども、それもだめで、除雪業者を頼んであげたということの後で聞いて、これをやるとすれば、できるだけ早く解決してもらいたいということですが、その時期と、最初で全部完成させるのか、何回かに分けてやるのか教えて下さい。

町長 畠山菊夫 防雪柵の設置については、生活道路優先として平成25年度の当初予算に計上しております。社会資本整備総合交付金事業で、400m測定調査を実施します。うち60mを来年度で設置する計画であります。時期については、雪の降る前になるかと思っております。

ります。400mということでご理解をいただきたいと思います。

3番 金一義 町民の安全安心のためにも、来年度完成するようによくお願いいたします。時間も押し迫ったので、これで私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長 三戸留吉 これにて、3番 金一義君の一般質問を終わります。  
これにて、一般質問を終わります。これより各常任委員会を開いていただきます。なお最終日14日は、午後1時30分より、本会議を開きます。  
本日の会議は、これをもって散会いたします。どうもご苦勞様でした。

(午後3時23分)

## 平成25年八郎潟町議会3月定例会 会議録

第4日目 平成25年3月14日(木)  
(午後1時30分)

議長 三戸留吉 みなさんご苦労様です。ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、八郎潟町議会3月定例会は成立いたしました。  
これより本日の会議を開会いたします。答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。  
本会議で、各常任委員会に付託された議案第2号から、議案第9号までの8議案について、各常任委員長の報告を求めます。始めに総務産業常任委員長、伊藤秋雄君の報告を求めます。

総務産業常任委員長 伊藤秋雄 総務産業常任委員長報告(別紙報告書のとおり)

議長 三戸留吉 次に、教育民生常任委員長、金一義君の報告を求めます。

教育民生常任委員長 金一義 教育民生常任委員長報告(別紙報告のとおり)

議長 三戸留吉 これより、各常任委員長報告に対する質疑を行います。  
始めに、総務産業常任委員長、伊藤秋雄君に対する質疑を行います。  
質疑ございませんか。

5番 加藤千代美 5番 加藤千代美です。総務委員長にお伺いしますが、議案第2号の平成24年度八郎潟町一般会計補正予算にかかわる、1款1項1目の議会費、2款の総務管理費の共済費は、減額になったり増額になったりしてるかと思えますけども、これについてはどういふ議論がなされたのか、お聞かせ願いたいと思います。

総務産業常任委員長 伊藤秋雄 5番 加藤議員にお答えします。そのことについては、当委員会では審議されませんでした。

議長 三戸留吉 他にございませんか。  
質疑がないようなので、総務産業常任委員長 伊藤秋雄君に対する質疑を終わります。  
次に、教育民生常任委員長 金一義君に対する質疑を行います。質疑ございませんか。  
質疑がないようなので、教育民生常任委員長 金一義君に対する質疑を終わります。  
これにて、各常任委員長に対する質疑を終わります。  
討論を行います。討論ありませんか。  
ないようなので討論を終わります。採決いたします。  
日程第3、議案第2号 平成24年度八郎潟町一般会計補正予算(第7号)について  
原案どおり決することについて、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 三戸留吉 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案どおり可決されました。  
次に、日程第4、議案第3号 平成24年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について、原案どおり決することに、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 三戸留吉 ご異議なしと認めます。よって議案第3号は原案どおり可決されました。  
次に、日程第5、議案第4号 平成24年度八郎潟町公共下水道事業特別会計への繰り入れの補正について、原案どおり決することに、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 三戸留吉 ご異議なしと認めます。よって議案第4号は原案どおり可決されました。  
次に、日程第6、議案第5号 平成24年度八郎潟町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について、原案どおり決することに、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

- 議長 三戸留吉 ご異議なしと認めます。よって議案第5号は原案どおり可決されました。  
次に、日程第7、議案第6号 平成24年度八郎潟町農業集落排水事業特別会計への  
繰り入れの補正について、原案どおり決することに、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 ご異議なしと認めます。よって議案第6号は原案どおり可決されました。  
次に、日程第8、議案第7号 平成24年度八郎潟町農業集落排水事業特別会計補正  
予算(第1号)について、原案どおり決することに、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 ご異議なしと認めます。よって議案第7号は原案どおり可決されました。  
次に、日程第9、議案第8号 平成24年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算(第  
4号)について、原案どおり決することに、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 ご異議なしと認めます。よって議案第8号は原案どおり可決されました。  
次に、日程第10、議案第9号 平成24年度八郎潟町上水道特別会計補正予算(第  
3号)について、原案どおり決することに、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 ご異議なしと認めます。よって議案第9号は原案どおり可決されました。  
これにて、議案の採決を終わります。これより、各常任委員会を開いていただきます。  
最終日21日は、午後3時より本会議を開きます。  
本日の会議は これをもって散会いたします。どうもご苦勞様でした。

(午後1時55分)

# 平成25年八郎潟町議会3月定例会 会議録

第11日目 平成25年3月21日(木)  
(午後3時)

議長 三戸留吉 みなさんご苦勞様です。ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、八郎潟町議会3月定例会は成立いたしました。  
これより本日の会議を開会いたします。答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。  
本会議で、各常任委員会に付託された議案第10号から議案第34号までの25議案、並びに請願・陳情について、各常任委員長の報告を求めます。  
始めに総務産業常任委員長、伊藤秋雄君の報告を求めます。

総務産業常任委員長 伊藤秋雄 総務産業常任委員長報告(別紙報告書のとおり)

議長 三戸留吉 次に、教育民生常任委員長、金一義君の報告を求めます。

教育民生常任委員長 金一義 教育民生常任委員長報告(別紙報告書のとおり)

議長 三戸留吉 これより、各常任委員長報告に対する質疑を行います。  
始めに、総務産業常任委員長、伊藤秋雄君に対する質疑を行います。質疑ございませんか。  
質疑ないようなので、総務産業常任委員長、伊藤秋雄君に対する質疑を終わります。  
次に、教育民生常任委員長、金一義君に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

8番 北嶋賢子 8番 北嶋賢子です。教育民生委員長さんに1点だけお伺いしたいと思います。幼保の一体化なんですけども、今回、教育と民生が一緒になりました。教育課が幼稚園、民生の方が保育園になりますので、保育園と幼稚園のテーブルが今回一緒になったわけですので、一体化の可能性が出てくると思うわけです。それで、今回はそのことの話が出なかったかどうか、お願いします。

教育民生常任委員長 金一義  
只今の質問にお答えいたします。そこまで深く幼保の件については、話は出ませんでした。一貫校については、話は出ましたけども、幼保についてはでませんでした。

8番 北嶋賢子 幼保の関係については、これからも問題になってくると思いますので、ちょうど委員会が一緒になったので、この後もまたテーブルが一緒ですので、話が出てくると思いますので、よろしくお願いします。

議長 三戸留吉 他にありませんか。  
ないようですので、教育民生常任委員長、金一義君に対する質疑を終わります。  
これにて各常任委員長に対する質疑を終わります。  
なお、議案第17号 八郎潟町環境基本条例の制定についての議案に対しては、石井清人議員他5名から、お手元に配付しました修正動議が提出されております。これを、本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。4番 石井清人君

4番 石井清人 修正動議を提出いたします。  
平成25年3月21日 八郎潟町議会議長 三戸留吉様  
発議者 八郎潟町議会議員 石井清人、賛同者 〃 金一義、賛同者 〃 畠山金美、賛同者 〃 加藤千代美、賛同者 〃 柳田裕平、賛同者 〃 近藤美喜雄  
議案第17号 八郎潟町環境基本条例の制定について、に対する修正動議を提出します。上記の動議を地方自治法第115条の3及び、八郎潟町議会会議規則第17条の規定により次の修正案を添えて提出します。  
議案第17号 八郎潟町環境基本条例の制定について、に対する修正案  
議案第17号 八郎潟町環境基本条例の一部を次のとおり修正する。第17条第4項第1号「町議会の議員」を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号づつ繰り上げる。

提出の理由 八郎潟町議会の総意に基づき、平成24年3月21日に八郎潟町議会基本条例を制定し、地方自治法第96条第2項により「八郎潟町環境基本計画」を本町議会の議決事項としている。よって、議員がその審議会委員として委嘱されることは望ましくないと考えられるので、本条例第17条第4項を修正するものである。  
よろしくお取りはかりをお願いします。

議長 三戸留吉 ただいまの修正案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。  
質疑がないようなので、修正案に対する質疑を終わります。  
各常任委員会に付託されました議案に対し、討論を行います。反対討論から。  
はい、8番

8番 北嶋賢子 議席ナンバー8番 日本共産党の北嶋賢子でございます。一般会計に関して討論に参加をさせていただきます。

まず始めに、今日は知事選の告示日となっております。すでにマスメディアで報道されておりますように、日本共産党は、初めて候補を見送りました。基本的な検証をした結果でございます。TPPはもとより、農林業再生に向けてはどうか、無駄を削り住民の声が届く政治を目指したか、そして仕事と雇用、地域の活性化ではどうだったか、暮らしと福祉・教育分野ではどうだったか、先入観なしに事実即して、検討・分析した結果トップバーン的手法だった、前県政と異なっていること、ただ自然破壊となる鳴瀬ダムของことがあり、反対討論に参加をしたと、昨日県議会議員からの報告がありました。

さて、私も是々非々で町に置き換えてみたいと思います。最大の是は、地場産の野菜を学校給食に使用するようになり、始まった頃は6人の農家が、今は20人にもなり、みんな元気いっぱい、この春目指して腕まくりをしております。そして今回もまた、小学校の子どもさんたちから、お礼の手紙が届いております。

次に、学校給食費が無料になり、25年度もまた、予算に載っていること、全国に3000人の共産党議員がいます。沖縄県の市議選で30歳の女性候補が、給食費の無料化を掲げてトップでした。この4月からは、青森県七戸町と南郷村で給食費の無料化を実施するとなっております。あちこちで火の手が上がっています。こんな嬉しいことはありません。そして駅前開発は独自産業も組み入れられたら、まずは、はじめの一歩になると、楽しみにしております。

さて、当初予算は25億2千3百3万4千円です。この小さな町に、11億7千2百246千円程もの臨時財政対策債がどうしてあるのか。今年は1億3千600万、去年も1億5千万ありました。11億、どうして使わなかったのか、最大の疑問と思っております。

かつて土橋町長に風力発電の提案をしましたら、1機1億かかるから金がないからできないと言われました。11億ながしありますと、ゆうに10機分に当てはまると思っています。

次に、住宅リフォームの件です。県でも25年度もまた予算をおきました。他町村でも最大の経済効果が実績としてあがっています。どうしてできないのか、大工さん回りをしてみました。そしたら、県のように簡単ならいいんだけど面倒くさい。このような声があがってきました。担当課が手続きを取ってやるとか、方法はあると思います。少しでも町民の懐が暖まるのであれば、分かるように指導が必要ではないでしょうか。

そして、高すぎると言われております国民健康保険税です。今回の私共のアンケートにも、保険税が高いという意見が随分ありました。国保税に関しては、1千万あれば1世帯1万円の引き下げが可能です。

そしてもう一つは、真浦線の水道管の敷設、これは絶対に必要です。例えば、うちで引っ張ってきた管に、お宅の管から引かせてください。このように言われても、うちでは寛大ではありません。とてもいいとは言えません。学校給食費の恩恵にあった方たちには、本当に感謝をされました。けれど、子どものいない家庭には、全く関係のないことでした。全体的に陽のあたる施策も必要かと思っております。是々非々ということで、これまでも活動してきました。是々非々ということで討論に参加をさせていただきました。是から始まって非で終わりましたので、反対の討論とさせていただきます。

議長 三戸留吉 ほかに討論ありませんか。

ないようなので討論を終わります。それでは、常任委員会に付託された議案を採決いたします。採決は起立採決で行います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- 議長 三戸留吉 ご異議なしと認めます。  
日程第11、議案第10号 八郎潟町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の諸君の起立を求めます。  
(起立多数)
- 議長 三戸留吉 起立多数であります。よって、議案第10号は原案どおり可決されました。  
次に、日程第12、議案第11号 八郎潟町町立幼稚園預かり保育料徴収条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の諸君の起立を求めます。  
(起立多数)
- 議長 三戸留吉 起立多数であります。よって、議案第11号は原案どおり可決されました。  
次に、日程第13、議案第12号 八郎潟町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の諸君の起立を求めます。  
(起立多数)
- 議長 三戸留吉 起立多数であります。よって、議案第12号は原案どおり可決されました。  
次に、日程第14、議案第13号 八郎潟町中小企業振興融資斡旋に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の諸君の起立を求めます。  
(起立多数)
- 議長 三戸留吉 起立多数であります。よって、議案第13号は原案どおり可決されました。  
次に、日程第15、議案第14号 八郎潟町営住宅条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の諸君の起立を求めます。  
(起立多数)
- 議長 三戸留吉 起立多数であります。よって、議案第14号は原案どおり可決されました。  
次に、日程第16、議案第15号 八郎潟町下水道条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の諸君の起立を求めます。  
(起立多数)
- 議長 三戸留吉 起立多数であります。よって、議案第15号は原案どおり可決されました。  
次に、日程第17、議案第16号 八郎潟町生活交通バス運行条例の制定について、原案に賛成の諸君の起立を求めます。  
(起立多数)
- 議長 三戸留吉 起立多数であります。よって、議案第16号は原案どおり可決されました。  
次に、日程第18、議案第17号 八郎潟町環境基本条例の制定について、修正案に賛成の諸君の起立を求めます。  
(起立多数)
- 議長 三戸留吉 起立多数であります。よって、議案第17号は修正案のとおり可決されました。  
次に、日程第19、議案第18号 八郎潟町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、原案に賛成の諸君の起立を求めます。  
(起立多数)
- 議長 三戸留吉 起立多数であります。よって、議案第18号は原案どおり可決されました。  
次に、日程第20、議案第19号 八郎潟町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、原案に賛成の諸君の起立を求めます。  
(起立多数)
- 議長 三戸留吉 起立多数であります。よって、議案第19号は原案どおり可決されました。  
次に、日程第21、議案第20号 八郎潟町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について、原案に賛成の諸君の起立を求めます。  
(起立多数)
- 議長 三戸留吉 起立多数であります。よって、議案第20号は原案どおり可決されました。

次に、日程第22、議案第21号 八郎潟町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について、原案に賛成の諸君の起立を求めます。  
(起立多数)

議長 三戸留吉 起立多数であります。よって、議案第21号は原案どおり可決されました。  
次に、日程第23、議案第22号 八郎潟町営住宅及び共同施設の整備基準を定める条例の制定について、原案に賛成の諸君の起立を求めます。  
(起立多数)

議長 三戸留吉 起立多数であります。よって、議案第22号は原案どおり可決されました。  
次に、日程第24、議案第23号 八郎潟町都市公園の設置に関する基準等を定める条例の制定について、原案に賛成の諸君の起立を求めます。  
(起立多数)

議長 三戸留吉 起立多数であります。よって、議案第23号は原案どおり可決されました。  
次に、日程第25、議案第24号 八郎潟町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について、原案に賛成の諸君の起立を求めます。  
(起立多数)

議長 三戸留吉 起立多数であります。よって、議案第24号は原案どおり可決されました。  
次に、日程第26、議案第25号 秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の訂正について、原案に賛成の諸君の起立を求めます。  
(起立多数)

議長 三戸留吉 起立多数であります。よって、議案第25号は原案どおり可決されました。  
次に、日程第27、議案第26号 平成25年度八郎潟町一般会計予算について、原案に賛成の諸君の起立を求めます。  
(起立多数)

議長 三戸留吉 起立多数であります。よって、議案第26号は原案どおり可決されました。  
次に、日程第28、議案第27号 平成25年度八郎潟町国民健康保険特別会計予算について、原案に賛成の諸君の起立を求めます。  
(起立多数)

議長 三戸留吉 起立多数であります。よって、議案第27号は原案どおり可決されました。  
次に、日程第29、議案第28号 平成25年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計予算について、原案に賛成の諸君の起立を求めます。  
(起立多数)

議長 三戸留吉 起立多数であります。よって、議案第28号は原案どおり可決されました。  
次に、日程第30、議案第29号 平成25年度八郎潟町公共下水道事業特別会計への繰り入れについて、原案に賛成の諸君の起立を求めます。  
(起立多数)

議長 三戸留吉 起立多数であります。よって、議案第29号は原案どおり可決されました。  
次に、日程第31、議案第30号 平成25年度八郎潟町公共下水道事業特別会計予算について、原案に賛成の諸君の起立を求めます。  
(起立多数)

議長 三戸留吉 起立多数であります。よって、議案第30号は原案どおり可決されました。  
次に、日程第32、議案第31号 平成25年度八郎潟町農業集落排水事業特別会計への繰り入れについて、原案に賛成の諸君の起立を求めます。  
(起立多数)

議長 三戸留吉 起立多数であります。よって、議案第31号は原案どおり可決されました。  
次に、日程第33、議案第32号 平成25年度八郎潟町農業集落排水事業特別会計予算について、原案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

議長 三戸留吉 起立多数であります。よって、議案第32号は原案どおり可決されました。  
次に、日程第34、議案第33号 平成25年度八郎潟町介護保険特別会計予算について、原案に賛成の諸君の起立を求めます。  
(起立多数)

議長 三戸留吉 起立多数であります。よって、議案第33号は原案どおり可決されました。  
次に、日程第35、議案第34号 平成25年度八郎潟町上水道特別会計予算について、原案に賛成の諸君の起立を求めます。  
(起立多数)

議長 三戸留吉 起立多数であります。よって、議案第34号は原案どおり可決されました。  
次に、日程第33 請願・陳情について採決いたします。  
受理番号 第1号の陳情について、常任委員長の報告は不採択であります。原案について採決します。受理番号 第1号について賛成の諸君の起立を求めます。  
(起立少数)

議長 三戸留吉 起立少数であります。よって受理番号 第1号は不採択と決しました。  
次に、受理番号 第2号の陳情について、常任委員長の報告は採択であります。原案について採決します。受理番号 第2号について賛成の諸君の起立を求めます。  
(起立多数)

議長 三戸留吉 起立多数であります。よって受理番号 第2号は採択すべきものと決しました。  
次に、受理番号 第3号の陳情について、常任委員長の報告は採択であります。原案について採決します。受理番号 第3号について賛成の諸君の起立を求めます。  
(起立多数)

議長 三戸留吉 起立多数であります。よって受理番号 第3号は採択すべきものと決しました。  
次に、日程第36、議案第35号 八郎潟町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを上程します。提案理由の説明を求めます。

町長 畠山菊夫 提出議案の提案理由についてご説明申し上げます。  
議案第35号 八郎潟町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

欠員となっております、八郎潟町固定資産評価審査委員会委員に、このたび新任委員として、櫻庭正男氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、同意を求めるものであります。

櫻庭氏は、人格・識見も高く、管理建築士の資格もあり、固定資産評価審査委員会委員として理解ある者として提案するものであります。

よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長 三戸留吉 これより、議案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論終わります。採決します。  
議案第35号 八郎潟町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、起立採決で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 三戸留吉 採決いたします。八郎潟町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、原案に賛成の諸君の起立を求めます。  
(起立多数)

議長 三戸留吉 起立多数であります。よって、議案第35号は原案どおり可決されました。

次に、お手元に配付してあります日程表のとおり、追加案件が3件提出されています。これを日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 三戸留吉 ご異議なしと認めます。議案配付のため暫時休憩します。  
(休憩)

議長 三戸留吉 再開します。追加日程第1、議案第36号 湖東地区行政一部事務組合議会議員の選任につき同意を求めることについて、を上程します。提案理由の説明を求めます。

町長 畠山菊夫 追加議案の提案理由について、ご説明申し上げます。  
議案第36号 湖東地区行政一部事務組合議会議員の選任につき同意を求めることについて

湖東地区行政一部事務組合、議会議長へ本町の知識経験者の組合議会議員から、辞職願いが提出され、受理されております。このことから、湖東地区行政一部事務組合、議会議員に欠員が生じており、組合規約、第5条、第2項の規定により、知識経験者の齊藤和雄氏を、同組合議会議員に選任したいので、議会の同意を求めるものであります。よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長 三戸留吉 議案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。  
議案第36号 湖東地区行政一部事務組合議会議員の選任につき同意を求めることについては、起立採決で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 三戸留吉 ご異議なしと認めます。採決いたします。  
湖東地区行政一部事務組合議会議員の選任につき同意を求めることについて、原案に賛成の諸君の起立を求めます。  
(起立多数)

議長 三戸留吉 起立多数であります。よって、議案第36号は原案どおり可決されました。  
次に、追加日程第2、議案第37号 八郎潟町副町長の選任につき同意を求めることについて、を上程いたします。提案理由の説明を求めます。

町長 畠山菊夫 議案第37号の提案理由について、ご説明申し上げます。  
議案第37号 八郎潟町副町長の選任につき同意を求めることについて

本定例会、行政報告でお話いたしました桜庭副町長が、今年度をもって退任されることに伴い、このたび、智田邦英氏を八郎潟町副町長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

智田氏は、長年にわたり、秋田県職員として勤務されており、地方自治の本旨もとより、行財政運営にも豊富な識見を有しております。また、人柄も誠実であり、副町長として適任であると認めますので、ご提案するものであります。

よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長 三戸留吉 これより、議案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑を終わります。討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論終わります。採決します。  
追加日程第2、議案第37号 八郎潟町副町長の選任につき同意を求めることについて

て、の採決は無記名投票で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 三戸留吉 ご異議なしと認め、無記名投票で行います。議場の出入り口を閉めます。  
(出入り口施錠)

議長 三戸留吉 只今の出席議員は12名であります。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に7番 伊藤秋雄君、8番 北嶋賢子君、9番 菊地文人君を指名いたしますが、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 三戸留吉 ご異議なしと認め、そのように決定します。投票用紙を配付します。  
(投票用紙配付)

議長 三戸留吉 念のため申し上げます。原案に賛成の場合は「賛成」と、反対の場合は「反対」と記入し投票してください。また、白票は「否」とみなします。  
投票用紙の配付もれはありませんか。  
配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。  
(投票箱点検)

議長 三戸留吉 異常なしと認めます。ただ今から、投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いします。  
(投票)

議長 三戸留吉 投票漏れはありませんか。  
投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。立会人は開票に立ち会いをお願いします。  
(開票)

議長 三戸留吉 投票の結果を報告します。投票総数 12票、有効投票 12票、無効投票 0票、白票 0票、有効投票の内、賛成 12票、以上とおりです。  
よって、議案第37号は賛成多数により原案どおり同意することに決しました。  
議場の出入り口を開きます。  
(出入り口解錠)

議長 三戸留吉 次に、追加日程第3、選挙第4号 秋田県後期高齢者医療広域連合議員の選挙について、上程します。  
秋田県後期高齢者医療広域連合規約第9条第3項の規定により、1名を選任するものです。暫時休憩します。  
(休憩)

議長 三戸留吉 再開します。お諮りします。選挙の方法は、いかがしたらよろしいでしょうか。

1番 村井剛 選挙第4号についてでありますけれども、指名推薦にしていればと思いますので、よろしくお取りはからいのほどお願い申し上げます。

議長 三戸留吉 只今、1番 村井剛君から指名推薦との動議が提出されました。お諮りします。選任の方法については、指名推薦という動議がありますが、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 三戸留吉 ご異議なしと認めます。よって指名推薦で行うことに決定しました。提案者の、1番 村井剛君より推薦をお願いいたします。

1番 村井剛 先程の事務局長の説明にもありましてとおり、全県的には首長がでて、ということですし、本町も首長である畠山町長からでいただく、ということが良いかと思っておりますので、よろしくお取りはからいくださるようお願いいたします。

議長 三戸留吉 お諮りします。只今、1番 村井剛君から指名がありました、町長の畠山菊夫氏を、

秋田県後期高齢者医療広域連合議員の当選と定めることに、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 三戸留吉 異議なしと認めます。よって畠山菊夫氏が当選となりました。  
以上、今定例会に付議された事件は、全て終了しました。  
これをもって八郎潟町議会 3月定例会を閉会いたします。

(午後 4 時 2 4 分)